

京都市民間保育園等への人件費等補助金等及び園運営の実態に係る調査結果 (令和5年度分)並びに今後の対応について

本市の民間保育園及び認定こども園(以下「園」という。)を対象とした人件費補助については、令和元年度分及び2年度分の調査で明らかとなった、従前の京都市民間保育園等職員の給与等運用事業補助金の課題等を踏まえ、持続可能な仕組みとするため、令和4年度に京都市民間保育園等への人件費等補助金(以下「人件費等補助金」という。)をはじめとする新たな制度へと再構築いたしました。

今回、新たな人件費補助制度の運用2年目に当たる令和5年度分の状況及び園運営の実態について調査を行いましたので、その結果及び結果を踏まえた今後の対応について、御報告いたします。

1 人件費等補助金等の状況 (詳細は別紙1-1～別紙1-4参照)

(1) 令和5年度の運用状況

ア XYZの分布状況

- ・ 264園中(※)、3職種(保育士等、調理師等、事務員等)全体では、X園が78園(約30%)、Y園が124園(約47%)、Z園が62園(約24%)。
- ・ 職種別では、保育士等はX園が130園(約49%)、Y園が96園(約36%)、Z園が38園(約14%)。調理師等はX園が49園(約19%)、Y園が104園(約39%)、Z園が111園(約42%)。事務員等はX園が39園(約15%)、Y園が86園(約33%)、Z園が139園(約53%)。
- ・ 令和4年度と比較すると、3職種、職種別ともに、Z園が減少し、X園やY園が増加している。特に、3職種、保育士等ではZ園の減少率が大きく、4割以上となっている。

令和5年度XYZの状況

(単位:園)

	X園		Y園		Z園		全体(※)
		令和4年度比		令和4年度比		令和4年度比	
3職種	78 (29.5%)	+22 (+39.3%)	124 (47.0%)	+22 (+21.6%)	62 (23.5%)	▲44 (▲41.5%)	264 (100%)
保育士等	130 (49.2%)	+31 (+31.3%)	96 (36.4%)	▲1 (▲1.0%)	38 (14.4%)	▲30 (▲44.1%)	264 (100%)
調理師等	49 (18.6%)	+9 (+22.5%)	104 (39.4%)	+27 (+35.1%)	111 (42.0%)	▲36 (▲24.5%)	264 (100%)
事務員等	39 (14.8%)	▲12 (▲23.5%)	86 (32.6%)	+13 (+17.8%)	139 (52.7%)	▲1 (▲0.7%)	264 (100%)

※ 令和4年度との比較を行うため、令和5年度に所在した268園から、令和5年度新設の2園、令和4年度又は令和5年度の人件費等補助金の対象外であった2園を除く264園を対象としている。

以下、令和4年度との比較を行う際は、特段の注釈がない限り、同様に264園での統計を用いる。

- 令和4年度と令和5年度のX園、Y園、Z園の分布の変化について、3職種、保育士等については、令和4年度にZ園であった園の半数以上がX園又はY園に移行しており、同年度にY園であった園の約3割が、Y園からX園に移行している。
- 一方、調理師等、事務員等については、令和4年度にZ園であった園のうち、調理師等では約3分の1、事務員等では約4分の1の園が令和5年度にX園やY園に移行しているが、3職種、保育士等と比較すると、Z園の状態が継続している園の割合が多くなっている。

3職種

(単位：園)

		R 5			
		X園	Y園	Z園	全体
R 4	X園	43 (76.8%)	12 (21.4%)	1 (1.8%)	56 (100%)
	Y園	27 (26.5%)	63 (61.8%)	12 (11.8%)	102 (100%)
	Z園	8 (7.5%)	49 (46.2%)	49 (46.2%)	106 (100%)
合計		78 (29.5%)	124 (47.0%)	62 (23.5%)	264 (100%)

保育士等

(単位：園)

		R 5			
		X園	Y園	Z園	全体
R 4	X園	86 (86.9%)	12 (12.1%)	1 (1.0%)	99 (100%)
	Y園	29 (29.9%)	56 (57.7%)	12 (12.4%)	97 (100%)
	Z園	15 (22.1%)	28 (41.2%)	25 (36.8%)	68 (100%)
合計		130 (49.2%)	96 (36.4%)	38 (14.4%)	264 (100%)

調理師等

(単位：園)

		R 5			
		X園	Y園	Z園	全体
R 4	X園	28 (70.0%)	10 (25.0%)	2 (5.0%)	40 (100%)
	Y園	7 (9.1%)	54 (70.1%)	16 (20.8%)	77 (100%)
	Z園	14 (9.5%)	40 (27.2%)	93 (63.3%)	147 (100%)
合計		49 (18.6%)	104 (39.4%)	111 (42.0%)	264 (100%)

事務員等

(単位：園)

		R 5			
		X園	Y園	Z園	全体
R 4	X園	33 (64.7%)	9 (17.6%)	9 (17.6%)	51 (100%)
	Y園	3 (4.1%)	46 (63.0%)	24 (32.9%)	73 (100%)
	Z園	3 (2.1%)	31 (22.1%)	106 (75.7%)	140 (100%)
合計		39 (14.8%)	86 (32.6%)	139 (52.7%)	264 (100%)

(参考) X園、Y園、Z園の分類について

X園：人件費等補助金における支出認定額が、収入認定額よりも少ない園

Y園：人件費等補助金における支出認定額が、収入認定額以上、人件費等総収入（収入認定額、人件費等補助金（障害児加配補助金は除く。）、収入認定額の算定に当たって国給付費から控除している額（国給付費基本分単価（人件費相当部分）の10.0%）も含めた人件費に係る総収入。以下同じ。）以下の園

Z園：人件費等総収入よりも、人件費等補助金における支出認定額が大きい園

→ X園は人件費等補助金の交付対象外、Y園、Z園は補助上限額の範囲において、人件費等補助金の交付対象

※ 3職種全体でX園の場合であっても、職種によってY園、Z園のものがあれば、当該職種については人件費等補助金の交付対象となり得る。

イ 補助金額の状況

- ・ 人件費等補助金の総支給額は、保育士等分で約 5.5 億円、調理師等分で約 4.5 億円、事務員等分で約 6.8 億円、3 職種合計で約 16.8 億円であり、令和 4 年度と比較して、保育士等分は約 3.9 億円の減少、調理師等分は約 0.2 億円の減少、事務員等分は約 0.9 億円の増加、3 職種合計で約 3.2 億円の減少であった。
- ・ 3 職種合計の平均支給額は約 6 百万円、最大支給額は約 28 百万円、最少支給額は 0 円であった。
- ・ 持続可能な園運営に向けたサポートに係る総支給額は約 2.8 億円、最大支給額は約 8 百万円、最少支給額は 0 円であった。平均支給額は、267 園全体で見ると約 1 百万円、同サポートの対象園数（73 園）で見ると約 4 百万円であった。
- ・ 障害児加配補助金の総支給額は約 10.9 億円、平均支給額は約 4 百万円で、最大支給額は約 22 百万円、最少支給額は 0 円であった。
- ・ 障害児加配補助金は、令和 4 年度比で約 0.8 億円増加している。

令和 5 年度補助金額の状況（※1）

（単位：千円）

	総支給額 （※2）	令和 4 年度比	園平均	最大額 （※3）	最少額
人件費等補助金 （3 職種計）	1,676,164	▲316,836（▲15.9%）	6,278 （▲1,215）	28,462 （▲4,635）	0 （0）
保育士等	545,532	▲386,466（▲41.5%）	2,043 （▲1,461）	21,194 （▲5,187）	0 （0）
調理師等	448,451	▲23,009（▲4.9%）	1,680 （▲93）	5,239 （▲261）	0 （0）
事務員等	682,181	+92,639（+15.7%）	2,555 （+339）	7,247 （+379）	0 （0）
持続可能な園運営に に向けたサポート（※4）	277,644	+277,644（皆増）	1,040 （+1,040）	7,500 （+7,500）	0 （0）
障害児加配補助金	1,090,276	+78,093（+7.7%）	4,083 （+278）	21,685 （+5,740）	0 （0）
合 計	3,044,084	+38,901（+1.3%）	11,401 （+103）	39,234 （+2,029）	0 （0）

※1：対象について、令和 5 年度は補助対象外園（1 園）を除く 267 園、令和 4 年度は補助対象外園（1 園）、年度途中廃止園（1 園）を除く 266 園。

※2：出納閉鎖後に行った最終精算（法人決算書との照合等）の結果を踏まえた額であるため、決算額とは一致しない（以下同じ）。

※3：人件費等補助金における最大額の施設は同一ではないため、職種別の最大額の合計と 3 職種の最大額は一致しない。

※4：各園が将来にわたって持続可能な運営が実現できるよう、人件費等総収入よりも人件費等支出額が大きく、制度再構築前の令和 3 年度と比較して補助金が減っている園のうち、園運営の見直し等に係る意思表示を行う場合に、令和 5 年度から令和 7 年度までの 3 年間、本市としてサポートを行うもの。

※5：園平均、最大額、最少額の（）内数字は、令和 4 年度比。

ウ 人件費等補助金（3職種計）の増減分布（令和4年度比）

- ・ イに記載のとおり、令和4年度と比較して、人件費等補助金（3職種計）の総支給額は減少しているが、園ごとに見ると、増加した園が115園（約44%）、減少した園が145園（約55%）と、全ての園において減少しているわけではなく、増加園と減少園の数に大きな差はない。
- ・ 一方、増加園、減少園のそれぞれに着目すると、増加園の増加額の平均（約2百万円）以上に増加した園は約3割の35園、減少園についても、減少額の平均（約4百万円）以上に減少している園は約4割の57園に止まった。
- ・ こうした状況は、大きく増減している園があるときに生じるものであり、1千万円以上増加した園が2園、1千万円以上減少した園が15園あったことも踏まえると、補助金が「大きく増えた園」と「大きく減った園」に2極化している傾向も伺える。

人件費等補助金（3職種計）の増減分布（令和4年度比）

（単位：園）

補助金の増減区分 （令和5年度－令和4年度）	園数	全体に 占める割合	増加園・減少園 に占める割合	増加園・減少園の平均との比較		
				園数	全体に 占める割合	増加園・減少園 に占める割合
増加園	115	43.6%	100%	増加額が平均以上の園		
+10,000千円以上	2	0.8%	1.7%	35	13.3%	30.4%
+5,000千円以上～+10,000千円未満	8	3.0%	7.0%	増加額が平均未満の園		
+1,000千円以上～+5,000千円未満	61	23.1%	53.0%	80	30.3%	69.6%
+1円以上～+1,000千円未満	44	16.7%	38.3%	（参考）平均値 1,998千円		
増減なし	4	1.5%				
減少園	145	54.9%	100%	減少額が平均以上の園		
▲1円以上～▲1,000千円未満	38	14.4%	26.2%	57	21.6%	39.3%
▲1,000千円以上～▲5,000千円未満	63	23.9%	43.4%	減少額が平均未満の園		
▲5,000千円以上～▲10,000千円未満	29	11.0%	20.0%	88	33.3%	60.7%
▲10,000千円以上	15	5.7%	10.3%	（参考）平均値 ▲3,975千円		
全 体	264	100%				

(2) 補助金額が減少した理由

- ・ (1)イに記載のとおり、令和4年度と比較して、人件費等補助金の3職種合計額は約3.2億円(約16%)減少しており、職種別では、特に保育士等の減少幅が大きい(約3.9億円(約42%)減少)。
- ・ 人件費等補助金は「一定の補助上限のもと、人件費等の収入と支出の差額を補助する」制度であるため、「収入(収入認定額)が増えた」、「支出(支出認定額)が減った」、「補助上限が下がった」場合に、補助金額が減少することとなるが、特に減少幅が大きかった保育士等の状況は、そのいずれにも該当している。

ア 保育士等の収入認定額の状況(令和4年度比)

- ・ 令和4年度と比較して約5.4億円増加しており、園別で見ても、6割以上の園(166園)で増加している。

収入認定額の状況(保育士等)

(単位:千円)

令和5年度	令和4年度	差(R5-R4)	全体	(収入認定額の増減別状況)	
				増加園	減少園
23,432,499	22,892,929	+539,570	264園 (100%)	166園 (62.9%)	98園 (37.1%)
			増減額平均	増加額平均	減少額平均
			2,044	5,836	▲4,380

- ・ また、令和4年度と比較して保育士等の職種別補助金が減少している102園に限って見ると、7割以上の74園で収入認定額が増加している。

保育士等に係る人件費等補助金の増加・減少・同一園別の収入認定額の増減状況(令和4年度比)

収入認定額 人件費等補助金	増加園	減少園	全体
増加園	24園 (54.5%)	20園 (45.5%)	44園 (100%)
減少園	74園 (72.5%)	28園 (27.5%)	102園 (100%)
同一園	68園 (57.6%)	50園 (42.4%)	118園 (100%)
合計	166園 (62.9%)	98園 (37.1%)	264園 (100%)

- ・ 令和5年度に実施した収入認定額算定の際の控除割合の拡充(国給付費基本分単価(人件費相当分)の6.5%から10.0%に拡充)により、収入認定額は減少する方向に動くが、その中でも令和4年度と比較して収入認定額が増加しているのは、控除割合の拡充による影響額よりも、国給付費等の園収入が増加しているためである。
- ・ この背景には、少子化が進む中でも利用児童数が増加している園が一定数あること、給付費の加算等の取得促進、定員変更ルールの柔軟化により実態に合った適正な単価での支給が可能となったことなどがあると考えられる。

イ 保育士等の支出認定額の状況（令和4年度比）

- 令和4年度と比較して約4.8億円減少しており、園別で見ても、約6割の園（156園）で減少している。

支出認定額の状況（保育士等）

（単位：千円）

令和5年度	令和4年度	差(R5-R4)	全体	（支出認定額の増減別状況）	
				増加園	減少園
23,274,582	23,756,786	▲482,204	264園（100%）	108園（40.9%）	156園（59.1%）
			増減額平均	増加額平均	減少額平均
			▲1,827	4,803	▲6,416

- また、令和4年度と比較して保育士等の職種別補助金が減少している102園に限って見ると、約7割の70園で支出認定額が減少している。

保育士等に係る人件費等補助金の増加・減少・同一園別の支出認定額の増減状況（令和4年度比）

支出認定額	増加園	減少園	全体
人件費等補助金			
増加園	30園（68.2%）	14園（31.8%）	44園（100%）
減少園	32園（31.4%）	70園（68.6%）	102園（100%）
同一園	46園（39.0%）	72園（61.0%）	118園（100%）
合計	108園（40.9%）	156園（59.1%）	264園（100%）

- 支出認定額が減少する理由として、職員1人当たりの人件費の減少や職員数の減少等が考えられるが、保育士等の支出認定額が減少している156園のうち約8割の121園で保育士等の実配置数（常勤換算）が減少しており、保育士等の人件費等補助金が減少し、かつ支出認定額も減少している70園に限って見ても、8割の56園で保育士等の実配置数（常勤換算）が減っている。
- また、2(2)ウで後述するとおり、職員1人当たりの人件費は増加していることも踏まえると、職員数の減少が支出認定額減少の主な要因であると考えられる。

保育士等に係る支出認定額の増加・減少園別の実配置数（常勤換算）の増減状況（令和4年度比）

支出認定額	増加園	減少園	同一園	全体
実配置数				
増加園	69園（63.9%）	35園（32.4%）	4園（3.7%）	108園（100%）
減少園	31園（19.9%）	121園（77.6%）	4園（2.6%）	156園（100%）
合計	100園（37.9%）	156園（59.1%）	8園（3.0%）	264園（100%）

保育士等に係る人件費等補助金及び支出認定額減少園の実配置数（常勤換算）の増減状況（令和4年度比）

	実配置数			全体
	増加園	減少園	同一園	
人件費等補助金及び支出認定額減少園	12園（17.1%）	56園（80.0%）	2園（2.9%）	70園（100%）

ウ 保育士等の補助上限額の状況（令和4年度比）

- 令和4年度と比較して約6.8億円減少しており、園別で見ても、6割以上の163園で減少している。

補助上限額の状況（保育士等）

（単位：千円）

令和5年度	令和4年度	差(R5-R4)	全体	（補助上限額の増減別状況）		
				増加園	減少園	同一園
23,242,572	23,920,590	▲678,018	264園（100%）	96園（36.4%）	163園（61.7%）	5園（1.9%）
			増減額平均	増加額平均	減少額平均	
			▲2,568	4,890	▲7,040	

- また、令和4年度と比較して保育士等の職種別補助金が減少している102園に限って見ると、7割以上の73園で補助上限額が減少している。

保育士等に係る人件費等補助金の増加・減少・同一園別の補助上限額の増減状況（令和4年度比）

補助上限額 人件費等補助金	増加園	減少園	同一園	全体
増加園	28園（63.6%）	15園（34.1%）	1園（2.3%）	44園（100%）
減少園	29園（28.4%）	73園（71.6%）	0園（0.0%）	102園（100%）
同一園	39園（33.1%）	75園（63.6%）	4園（3.4%）	118園（100%）
合計	96園（36.4%）	163園（61.7%）	5園（1.9%）	264園（100%）

- 保育士等の補助上限額が減少する理由として、実配置に基づき算定される補助算定職員数の減少や経験年数の減少等が考えられるが、保育士等の補助上限額が減少している163園のうち8割以上の132園で実配置数（常勤換算）が減少している。
- また、保育士等の人件費等補助金が減少し、かつ補助上限額も減少している73園に限って見ても、8割以上の60園で保育士等の実配置数（常勤換算）が減っており、職員数の減少が補助上限額減少の主な要因になっていると考えられる。

保育士等に係る補助上限額の増加・減少・同一園別の実配置数（常勤換算）の増減状況（令和4年度比）

補助上限額 実配置数	増加園	減少園	同一園	全体
増加園	70園（72.9%）	22園（22.9%）	4園（4.2%）	96園（100%）
減少園	27園（16.6%）	132園（81.0%）	4園（2.5%）	163園（100%）
同一園	3園（60.0%）	2園（40.0%）	0園（0.0%）	5園（100%）
合計	100園（37.9%）	156園（59.1%）	8園（3.0%）	264園（100%）

保育士等に係る人件費等補助金及び補助上限額減少園の実配置数（常勤換算）の増減状況（令和4年度比）

	実配置数			全体
	増加園	減少園	同一園	
人件費等補助金及び補助上限額減少園	11園（15.1%）	60園（82.2%）	2園（2.7%）	73園（100%）

- ・ なお、令和4年度と比較して平均経験年数が減少した園は、保育士等の補助上限額が減少した163園のうち61園と4割未満であり、うち6割以上の38園は、減少してもなお11年以上で、経験年数加算は最大の7%で変わらない。

保育士等に係る補助上限額減少園の平均経験年数（常勤）の増減状況（令和4年度比）

	平均経験年数（常勤）			合 計
	増 加 園	減 少 園	同 一 園	
補助上限額減少園	97園（59.5%）	61園（37.4%）	5園（3.1%）	163園（100%）

平均経験年数減少園61園について

保育士等に係る平均経験年数減少園の令和5年度平均経験年数の状況

	令和5年度平均経験年数（常勤）		合 計
	11年以上	11年未満	
平均経験年数減少園 （令和4年度比）	38園（62.3%）	23園（37.7%）	61園（100%）

- ・ また、保育士等の人件費等補助金が減少し、かつ補助上限額も減少している73園に限って見ても、平均経験年数が減少した園は4割未満の27園、うち約8割の21園は減少してもなお11年以上であるため、平均経験年数が補助上限額の減少に与えている影響は限定的である。

保育士等に係る人件費等補助金及び補助上限額減少園の平均経験年数（常勤）の増減状況（令和4年度比）

	平均経験年数（常勤）			合 計
	増 加 園	減 少 園	同 一 園	
人件費等補助金及び補助上限額減少園	43園（58.9%）	27園（37.0%）	3園（4.1%）	73園（100%）

平均経験年数減少園27園について

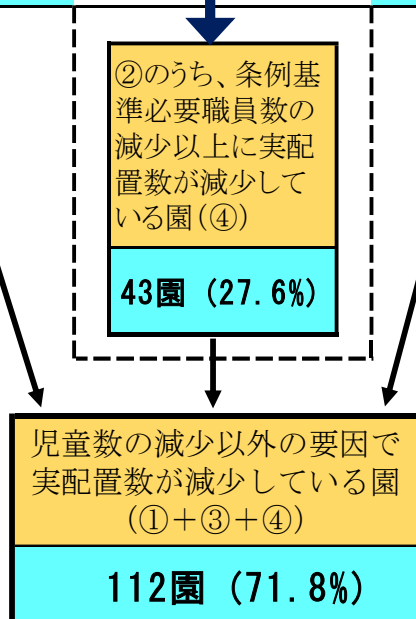
保育士等に係る平均経験年数減少園の令和5年度平均経験年数の状況

	令和5年度平均経験年数（常勤）		合 計
	11年以上	11年未満	
平均経験年数減少園 （令和4年度比）	21園（77.8%）	6園（22.2%）	27園（100%）

(3) 補助金の運用状況に係る考察

- 令和4年度と比較して、人件費等補助金の3職種合計額は大きく減少しているものの、XYZの分布状況について、人件費等補助金に国給付費等を加えた園収入全体よりも人件費支出が大きい園（Z園）が減少し、園収入全体で人件費支出が賄えている園（X園、Y園）が増加していることから、「制度が複雑で分かりにくい」といった声は引き続きあるものの、新たな人件費補助制度の運用開始から2年が経過したことで、一定制度が定着してきた面もあると考えられる。
- 一方、人件費等補助金の3職種合計額が大きく減少した背景の1つには「実配置数の減少」があるといえ、実配置数が減少し、人件費支出が減少したことで、結果的に人件費支出が園収入の範囲内に収まった可能性も考えられる。
- なお、児童数が減少すれば、本市の条例基準上、配置が必要となる職員数も減少するが、保育士等の実配置数が減少した156園のうち、7割以上に当たる112園は、条例基準上配置が必要な職員数が増加（25園）又は同一（44園）である中で実配置数が減少している、あるいは、条例基準上配置が必要な職員数の減少以上に実配置数が減少している（43園）状況にある。
- これらの園は、いわば「必要以上に職員が減っている」状況であり、児童数の減少以外の要因があると考えられる。
- また、保育士等については、実配置数の減少に伴い、補助上限額も減少することも相まって、3(4)で後述するとおり、「補助上限がネックとなり処遇改善が図れない」ケースが生じており、このことも、人件費等補助金の3職種合計額が大きく減少した背景の1つにあると考えられる。

	児童数の増減による条例基準必要職員数(令和4年度比)			合計
	増加園 (①)	減少園 (②)	同一園 (③)	
実配置数減少園 (令和4年度比)	25園 (16.0%)	87園 (55.8%)	44園 (28.2%)	156園 (100%)



2 人件費収支の状況

(1) 人件費等補助金の対象職種の人件費（保育士等、調理師等、事務員等のうち、第2号・3号認定子ども分に係る人件費）について

- ・ 人件費等補助金の対象職種の人件費の収支差額は、同補助金の算定方法に基づき算出すると全体として収入が支出を上回っている状況に変わりないが、その差額は、令和4年度の約5億円から約13億円拡大し、約18億円となった。
- ・ 収支差額の職種別の内訳は、保育士等が約12.0億円拡大して約23億円、調理師等が約1.6億円圧縮して約▲1億円、事務員等が約0.3億円拡大して約▲4億円であった。
- ・ また、収支差額の園平均は、令和4年度の約2百万円から約5百万円増加し、約7百万円となった。
- ・ 収支差額が約13億円拡大した理由は、収入が約11.6億円増加する一方で、支出が約1.7億円減少したことによるものであるが、収入の増加のうち約6.7億円については、令和5年度に実施した控除割合の拡充によるものである。
- ・ 残る約4.9億円については、国給付費等が約7.3億円増加した一方で、これに伴い人件費等補助金が約2.4億円減少したことによるものである。

	令和5年度（下段（）内数字は令和4年度からの増減額）			
	保育士等 （障害児分含む）	調理師等	事務員等	3職種計
園収入（①）	約269億円 （約+9.6億円）	約36億円 （約+1.3億円）	約11億円 （約+0.8億円）	約316億円 （約+11.6億円）
国給付費等（※2）	約236.6億円 （約+6.9億円）	約29.0億円 （約+0.7億円）	約4.1億円 （約▲0.2億円）	約269.8億円 （約+7.3億円）
控除額（※3）	約16.3億円 （約+5.8億円）	約2.3億円 （約+0.8億円）	約0.2億円 （約+0.1億円）	約18.8億円 （約+6.7億円）
人件費等補助金（※4）	約16.4億円 （約▲3.1億円）	約4.5億円 （約▲0.2億円）	約6.8億円 （約+0.9億円）	約27.7億円 （約▲2.4億円）
園支出（②）（※5）	約246億円 （約▲2.4億円）	約36億円 （約▲0.3億円）	約16億円 （約+1.1億円）	約298億円 （約▲1.7億円）
収支差（①－②）	約23億円 （約+12.0億円）	約▲1億円 （約+1.6億円）	約▲4億円 （約▲0.3億円）	約18億円 （約+13.3億円）
収支差（園平均）	8,631千円	▲205千円	▲1,621千円	6,805千円
収支差（最大額）	50,851千円	7,945千円	1,886千円	46,032千円
収支差（最小額）	▲21,089千円	▲12,925千円	▲59,040千円	▲93,054千円

※1:対象について、令和5年度は補助対象外園(1園)を除く267園、令和4年度は補助対象外園(1園)、年度途中廃止園(1園)を除く266園。

※2:人件費等補助金における収入認定額(控除後の国給付費及び条例基準部分補助金)

※3:国給付費基本分単価(人件費相当分)からの控除額(控除割合:令和5年度10.0%、令和4年度6.5%)

※4:人件費等補助金の3職種合計額及び障害児加配補助金

※5:人件費等補助金制度における支出認定額(職員1人当たり算入上限を適用した人件費に、人件費以外の対象経費(職員の紹介手数料や調理業務委託など、人件費に類する費用として本市が認める経費。以下同じ。)を加え、他補助金等で交付される経費を除いた額)。

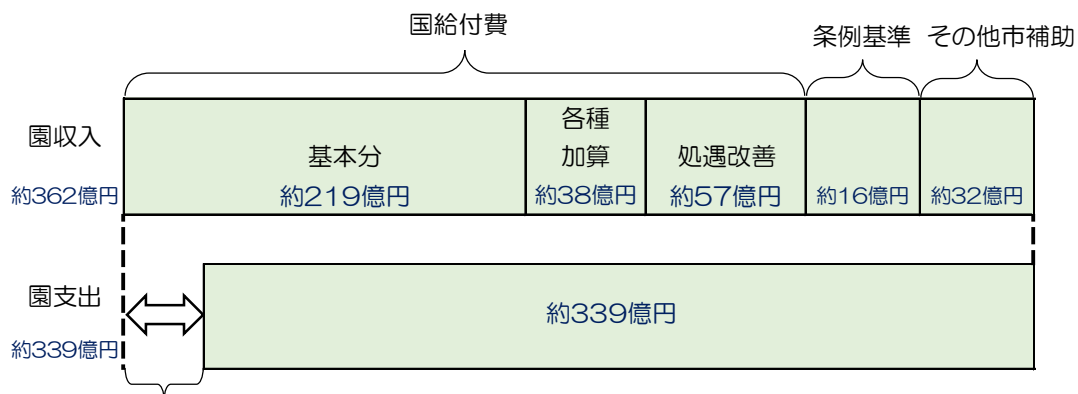
(2) 3職種以外（園長等）、第1号認定子ども分等を含めた総人件費について

ア 全体の状況

- ・ 収入が支出を上回っている状況は令和4年度と変わらないが、その差額は約10億円拡大し、約23億円となった。
- ・ 収支差額の約23億円は人件費以外に弾力運用されており、その運用先を全て特定することはできないが、運用先の1つである単年度積立金は令和4年度の約3億円から約10億円に、大きく増加（+7億円）した。

	5年度調査結果	4年度調査結果	5年度－4年度
園収入 (①) (※1)	約362億円	約349億円	+約13億円
園支出 (②) (※2)	約339億円	約336億円	+約3億円
収支差 (①－②)	約23億円	約13億円	+約10億円
収支差 (園平均)	8,621千円	4,925千円	+3,696千円
収支差 (最大額)	48,772千円	61,667千円	▲12,895千円
収支差 (最小額)	▲87,981千円	▲52,155千円	▲35,826千円
単年度積立金	約10億円	約3億円	+約7億円
他会計等繰出金	約6億円	約5億円	+約1億円
累積積立金+期末資金残高	約251億円	約234億円	+約17億円
園数 (※3)	267園	266園	+1園

- ※1 令和5年度分として支給・精算された国給付費、条例基準部分補助金、その他市補助金（人件費等補助金、障害児加配補助金、時間外（延長）保育事業、一時預かり事業、医療的ケア児保育支援対策費）の人件費相当額（嘱託医分除く。）。
- ※2 令和5年度の人件費の法人決算額（嘱託医を除く。）に人件費等補助金の算定に含めている人件費以外の対象経費を加えた額。
- ※3 令和5年度は補助対象外園（1園）を除く267園、令和4年度は補助対象外園（1園）、年度途中廃止園（1園）を除く266園。



差額（黒字）は 約23億円 であり、人件費以外の経費に弾力運用されている

（参考）人件費以外の経費（例）

単年度積立額	他会計繰出金
約10億円	約6億円

※令和5年度末の各法人の累積積立額等は約251億円

イ 職種別の状況（詳細は別紙2参照）

- ・ 保育士等は約32億円、調理師等は約1億円、収入が支出を上回り、事務員等及び園長はそれぞれ約4億円、支出が収入を上回っている。
- ・ 事務員等を除いて、収支差額がプラスの方向に動いた（調理師等については、支出が上回る状況から収入が上回る状況に転じた）が、主な理由は、(1)に記載のとおり、控除割合の拡充や国給付費の増加、支出の減少等である。

（単位：百万円）

	5年度調査結果			4年度調査結果			5年度－4年度		
	収入	支出	差額 (収－支)	収入	支出	差額 (収－支)	収入	支出	差額 (収－支)
保育士等	29,230	26,053	3,177	28,294	25,830	2,464	936	223	713
調理師等	3,769	3,645	124	3,553	3,646	▲93	216	▲0	216
事務員等	1,189	1,600	▲411	1,096	1,455	▲359	93	145	▲52
園長	1,973	2,361	▲389	1,910	2,417	▲507	63	▲55	118
合計	36,161	33,660	2,501	34,853	33,347	1,505	1,308	313	995

※対象について、令和5年度は補助対象外園(1園)を除く267園、令和4年度は補助対象外園(1園)、年度途中廃止園(1園)を除く266園。

※端数処理により合計や差額が一致しない場合がある。

※その他職員(理事長や警備員等)の人件費に係る収支等は集計していないため、合計は前記アと一致しない。

ウ 平均人件費の状況（詳細別紙2）

- ・ 令和4年度と比較し、令和5年度の職員ごとの人件費の平均額は、保育士等、調理師等、事務員等の3職種全てにおいて増加した。

常勤職員の平均人件費（単位：千円）

	5年度	4年度	差額 (5－4)
保育士等	5,657	5,555	102
調理師等	5,228	5,114	114
事務員等	5,605	5,333	272

※対象について、令和5年度は補助対象外園(1園)を除く267園、令和4年度は補助対象外園(1園)、年度途中廃止園(1園)を除く266園。

(3) 人件費以外も含めた保育事業に係る全体収支（事業活動収支）

- ・ 人件費以外も含めた保育事業に係る全体収支（事業活動収支）は、園収入（約451億円）が園支出（約416億円）を約35億円上回った。
- ・ 収支差額は令和4年度（約19億円）と比較して約16億円拡大しているが、うち約10億円は人件費の収支差の拡大によるものであり、その理由は(1)に記載のとおり、控除割合の拡充や国給付費の増加、支出の減少等である。
- ・ また、残る約6億円は人件費以外の収支差の拡大によるものであるが、その理由は事務費や事業費の節減と考えられる。
- ・ 収支差額の約35億円については、施設整備等による支出や、積立金、他会計繰出金、その他の活動による支出といった、人件費をはじめ保育事業以外の経費に運用されている。

<人件費以外も含む園全体の収支（事業活動収支）について>

※事業活動収支合計額は、各法人の令和5年度の決算書等から引用

事業活動収入 約451億円	人件費収入 約362億円 (国給付費： 約314億円、条例基準： 約16億円、その他市補助： 約32億円)	人件費以外の 事業活動収入 約89億円
事業活動支出 約416億円	人件費支出額 約339億円	人件費以外の 事業活動支出 約77億円

←

事業活動収支差	： 約19億円
人件費収支差	： 約13億円
人件費以外収支差	： 約6億円

事業活動収支差	： 約35億円
人件費収支差	： 約23億円
人件費以外収支差	： 約12億円

→35億円は人件費以外の経費に運用

※ 端数処理により合計や差額が一致しない場合がある。

- また、令和5年度の、園ごとの事業活動収支の状況は、黒字の園が228園（約85%）、赤字の園が39園（約15%）と、令和4年度との比較では10%以上、黒字の園が増加している。

	令和4年度	令和5年度	差(R5-R4)
黒字	196園 (73.7%)	228園 (85.4%)	+32園
赤字	70園 (26.3%)	39園 (14.6%)	▲31園
全体	266園 (100%)	267園 (100%)	+1園

※対象について、令和5年度は補助対象外園(1園)を除く267園、令和4年度は補助対象外園(1園)、年度途中廃止園(1園)を除く266園。

- XYZの分類ごとに見ると、X園は74園（約94%）、Y園は112園（約90%）が、Z園でも、約3分の2の42園（約67%）が黒字であり、令和4年度との比較では、X園は約6%、Y園は約4%、Z園については10%以上、黒字の園の割合が増えている。

令和5年度

	総数	黒字	赤字
X園	79園	74園 (93.7%)	5園 (6.3%)
Y園	125園	112園 (89.6%)	13園 (10.4%)
Z園	63園	42園 (66.7%)	21園 (33.3%)
全体	267園	228園 (85.4%)	39園 (14.6%)

※ 対象は、令和5年度補助対象外園(1園)を除く267園。

令和4年度

	総数	黒字	赤字
X園	57園	50園 (87.7%)	7園 (12.3%)
Y園	102園	87園 (85.3%)	15園 (14.7%)
Z園	107園	59園 (55.1%)	48園 (44.9%)
全体	266園	196園 (73.7%)	70園 (26.3%)

※ 対象は、令和4年度補助対象外園(1園)、年度途中廃止園(1園)を除く266園。

- ・ なお、(2)ア記載のとおり、令和5年度の単年度積立金は全体で約10億円と、令和4年度の約3億円と比較して大きく増加しているが、累積積立金額と当期末支払資金残高の総額についても、増加している園が多くなっている。

		園数	3職種		
			X園	Y園	Z園
累積積立金＋ 当期末支払資 金残高(累積)	R4→R5増加	198園 (77.3%)	69園 (34.8%)	95園 (48.0%)	34園 (17.2%)
	R4→R5減少	58園 (22.7%)	7園 (12.1%)	28園 (48.3%)	23園 (39.7%)
積立金 (累積)	R4→R5増加	134園 (52.3%)	47園 (35.1%)	64園 (47.8%)	23園 (17.2%)
	R4→R5減少	39園 (15.2%)	5園 (12.8%)	17園 (43.6%)	17園 (43.6%)
	増減なし	83園 (32.4%)	24園 (28.9%)	42園 (50.6%)	17園 (20.5%)
全体		256園 (100%)	76園 (29.7%)	123園 (48.0%)	57園 (22.3%)

※公益財団法人、学校法人は除く。

(4) 収支の状況に係る考察

- ・ (1)に記載のとおり、人件費等補助金の対象職種の人件費に係る支出について、令和4年度は266園、令和5年度は267園と対象園数が増える中で約1.7億円減少しているが、その背景には、1(2)(3)に記載のとおり、実配置数の減少がある。
- ・ また、収入について、約11.6億円増加しているうちの約6.7億円は、「人件費等以外も含めた弾力運用の幅を増やし、各園の実情に応じた対応をより一層可能とする」ことを目的に実施した控除割合の拡充によるものである。
- ・ したがって、当初から想定された増加であり、単年度積立金が約7億円増加していることを踏まえると、将来の資金需要等への備えとして有効に活用されていることが伺える。
- ・ それ以外の要因によるものは約4.9億円であるが、その主な要因は、国給付費等の増加（＋約7.3億円）によるものであり、収入が増え、支出が減る中で、「一定の補助上限のもとで、人件費に係る収入と支出の差を補助する」人件費等補助金は、約2億円減少している。
- ・ 以上のことから、収支差額は拡大しているものの、①実配置の減少による支出の減少や、②国制度に基づく収入の増加、③昨年度に実施した控除割合の拡充による効果によるものであるといえ、人件費等補助金の基本的な枠組みの不備等により、「不足分を補う」という補助金の基本的な考え方に反する状況が生じた結果ではない。
- ・ なお、(2)に記載のとおり、収支差額が拡大する中でも、職員ごとの人件費の平均値は3職種全てにおいて増加しており、引き続き、全体として処遇の維持・向上を図ることができている。

(参考) 人件費等補助金額や制度上の上限等と収支状況の関連性

1 人件費等補助金額と収支状況の関連性

- 人件費等補助金が少ないほどZ園や事業活動収支が赤字の園が増え、補助金が多いほどX園や事業活動収支が黒字の園が増えるといった傾向は見受けられない。

令和5年度人件費等補助金(3職種)区別のXYZ区分(3職種)及び事業活動収支 (単位:園)

人件費等補助金	全体	XYZ区分			事業活動収支	
		X	Y	Z	黒字	赤字
30,001千円以上	0 (0.0%)	0 (-)	0 (-)	0 (-)	0 (-)	0 (-)
20,001千円以上~30,000千円以下	6 (2.2%)	0 (0.0%)	2 (33.3%)	4 (66.7%)	6 (100%)	0 (0.0%)
10,001千円以上~20,000千円以下	36 (13.5%)	0 (0.0%)	19 (52.8%)	17 (47.2%)	30 (83.3%)	6 (16.7%)
1円以上~10,000千円以下	218 (81.6%)	73 (33.5%)	104 (47.7%)	41 (18.8%)	185 (84.9%)	33 (15.1%)
0円	7 (2.6%)	6 (85.7%)	0 (0.0%)	1 (14.3%)	7 (100%)	0 (0.0%)
合計	267 (100%)	79 (29.6%)	125 (46.8%)	63 (23.6%)	228 (85.4%)	39 (14.6%)

2 人件費等補助金の制度上の上限等と収支状況の関連性

- 以下のとおり、大きな傾向は令和4年度と変わりなく、制度全体で捉えたときに、1つ1つが大きな課題、具体的にはZ園が大幅に増える要因になっているとはいえない。

(1) 平均経験年数と収支状況の関連性

- 3職種で見た場合、平均経験年数が11年以上の園については、11年未満の園と比べてZ園の割合は増加するものの、全267園に占めるZ園の割合と比べると著しい違いはない。
- また、平均経験年数が11年以上か11年未満かによらず、事業活動収支の黒字、赤字の割合はほぼ同じである。

(単位:園)

平均経験年数 (常勤のみ)	3職種全体				事業活動収支	
	園数	X園	Y園	Z園	黒字	赤字
5年未満	6 (2.2%)	4 (66.7%)	2 (33.3%)	0 (0.0%)	4 (66.7%)	2 (33.3%)
5年以上10年未満	64 (24.0%)	26 (40.6%)	28 (43.8%)	10 (15.6%)	54 (84.4%)	10 (15.6%)
10年以上11年未満	16 (6.0%)	7 (43.8%)	8 (50.0%)	1 (6.3%)	14 (87.5%)	2 (12.5%)
11年未満	86 (32.2%)	37 (43.0%)	38 (44.2%)	11 (12.8%)	72 (83.7%)	14 (16.3%)
11年以上	181 (67.8%)	42 (23.2%)	87 (48.1%)	52 (28.7%)	156 (86.2%)	25 (13.8%)
11年以上15年未満	92 (34.5%)	22 (23.9%)	50 (54.3%)	20 (21.7%)	82 (89.1%)	10 (10.9%)
15年以上20年未満	73 (27.3%)	15 (20.5%)	30 (41.1%)	28 (38.4%)	61 (83.6%)	12 (16.4%)
20年以上	16 (6.0%)	5 (31.3%)	7 (43.8%)	4 (25.0%)	13 (81.3%)	3 (18.8%)
全体	267 (100%)	79 (29.6%)	125 (46.8%)	63 (23.6%)	228 (85.4%)	39 (14.6%)

※対象は、令和5年度補助対象外園(1園)を除く267園。

(2) 保育士等の常勤割合と収支状況の関連性

- ・ 保育士等の常勤割合が8割を超える園では、8割以下の園と比べると保育士等のZ園の割合は増えるが、9割を超える園に限るとZ園は存在せず、3職種で見ると、常勤割合が8割以下の園より、8割を超える園の方がZ園の割合は小さい。
- ・ また、事業活動収支の黒字、赤字の割合は、保育士等の常勤割合が8割を超えるか8割以下かによらず、ほぼ同じである。
- ・ なお、常勤割合が8割を超える園は267園中16園であり、全体の約6%と少数である。

(単位：園)

常勤割合 (保育士等)	園数	保育士等			3職種			事業活動収支	
		X園	Y園	Z園	X園	Y園	Z園	黒字	赤字
～50.0%	135 (50.6%)	70 (51.9%)	50 (37.0%)	15 (11.1%)	45 (33.3%)	61 (45.2%)	29 (21.5%)	116 (85.9%)	19 (14.1%)
50.1～60.0%	55 (20.6%)	25 (45.5%)	23 (41.8%)	7 (12.7%)	15 (27.3%)	28 (50.9%)	12 (21.8%)	46 (83.6%)	9 (16.4%)
60.1～70.0%	40 (15.0%)	19 (47.5%)	13 (32.5%)	8 (20.0%)	9 (22.5%)	17 (42.5%)	14 (35.0%)	35 (87.5%)	5 (12.5%)
70.1～80.0%	21 (7.9%)	10 (47.6%)	7 (33.3%)	4 (19.0%)	6 (28.6%)	10 (47.6%)	5 (23.8%)	18 (85.7%)	3 (14.3%)
～80.0%	251 (94.0%)	124 (49.4%)	93 (37.1%)	34 (13.5%)	75 (29.9%)	116 (46.2%)	60 (23.9%)	215 (85.7%)	36 (14.3%)
80.1%～	16 (6.0%)	7 (43.8%)	5 (31.3%)	4 (25.0%)	4 (25.0%)	9 (56.3%)	3 (18.8%)	13 (81.3%)	3 (18.8%)
80.1～90.0%	14 (5.2%)	7 (50.0%)	3 (21.4%)	4 (28.6%)	4 (28.6%)	7 (50.0%)	3 (21.4%)	11 (78.6%)	3 (21.4%)
90.1%～	2 (0.7%)	0 (0.0%)	2 (100.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	2 (100.0%)	0 (0.0%)	2 (100.0%)	0 (0.0%)
全体	267 (100%)	131 (49.1%)	98 (36.7%)	38 (14.2%)	79 (29.6%)	125 (46.8%)	63 (23.6%)	228 (85.4%)	39 (14.6%)

※対象は、令和5年度補助対象外園(1園)を除く267園。

3 定員充足率と収支状況の関連性

- ・ 定員充足率（第2号・3号認定こどもに係る利用定員に占める入所児童数の割合）が低くなると、Z園の割合が増える傾向は令和4年度と変わらない。
- ・ なお、令和5年度に定員を見直した（引き下げた）園においては、引き続き定員割れの状況が続いており、Z園の割合も高くなっている。
- ・ また、事業活動収支の黒字、赤字の割合についても、定員充足率が低い園ほど赤字の園の割合が高くなる傾向が伺える。

令和5年度利用定員充足率区分別のXYZ区分(3職種)及び事業活動収支

(単位：園)

利用定員充足率	園数	XYZ区分			事業活動収支		
		X	Y	Z	黒字	赤字	
定員超過	+30%～	3 (1.1%)	2 (66.7%)	1 (33.3%)	0 (0.0%)	2 (66.7%)	1 (33.3%)
	+25%～	0 (0.0%)	0 (-)	0 (-)	0 (-)	0 (-)	0 (-)
	+20%～	1 (0.4%)	0 (0.0%)	1 (100%)	0 (0.0%)	1 (100%)	0 (0.0%)
	+15%～	18 (6.7%)	8 (44.4%)	8 (44.4%)	2 (11.1%)	18 (100%)	0 (0.0%)
	+10%～	33 (12.4%)	17 (51.5%)	12 (36.4%)	4 (12.1%)	30 (90.9%)	3 (9.1%)
	+5%～	26 (9.7%)	7 (26.9%)	16 (61.5%)	3 (11.5%)	24 (92.3%)	2 (7.7%)
	±0%～	46 (17.2%)	7 (15.2%)	24 (52.2%)	15 (32.6%)	38 (82.6%)	8 (17.4%)
	小計	127 (47.6%)	41 (32.3%)	62 (48.8%)	24 (18.9%)	113 (89.0%)	14 (11.0%)
定員割れ	～▲5%	40 (15.0%)	13 (32.5%)	20 (50.0%)	7 (17.5%)	39 (97.5%)	1 (2.5%)
	～▲10%	49 (18.4%)	15 (30.6%)	21 (42.9%)	13 (26.5%)	41 (83.7%)	8 (16.3%)
	～▲15%	18 (6.7%)	5 (27.8%)	10 (55.6%)	3 (16.7%)	15 (83.3%)	3 (16.7%)
	～▲20%	13 (4.9%)	1 (7.7%)	4 (30.8%)	8 (61.5%)	10 (76.9%)	3 (23.1%)
	～▲25%	8 (3.0%)	1 (12.5%)	3 (37.5%)	4 (50.0%)	5 (62.5%)	3 (37.5%)
	～▲30%	7 (2.6%)	2 (28.6%)	2 (28.6%)	3 (42.9%)	3 (42.9%)	4 (57.1%)
	▲30%～	5 (1.9%)	1 (20.0%)	3 (60.0%)	1 (20.0%)	2 (40.0%)	3 (60.0%)
	小計	140 (52.4%)	38 (27.1%)	63 (45.0%)	39 (27.9%)	115 (82.1%)	25 (17.9%)
合計	267 (100%)	79 (29.6%)	125 (46.8%)	63 (23.6%)	228 (85.4%)	39 (14.6%)	

令和5年度利用定員引下げ園に係る利用定員充足率区分別のXYZ区分(3職種)及び事業活動収支

(単位：園)

利用定員充足率	園数	XYZ区分			事業活動収支		
		X	Y	Z	黒字	赤字	
定員超過	0 (0.0%)	0 (-)	0 (-)	0 (-)	0 (-)	0 (-)	
定員割れ	～▲5%	4 (1.5%)	1 (25.0%)	3 (75.0%)	0 (0.0%)	4 (100%)	0 (0.0%)
	～▲10%	10 (3.7%)	2 (20.0%)	4 (40.0%)	4 (40.0%)	7 (70.0%)	3 (30.0%)
	～▲15%	5 (1.9%)	1 (20.0%)	3 (60.0%)	1 (20.0%)	3 (60.0%)	2 (40.0%)
	～▲20%	5 (1.9%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	5 (100%)	3 (60.0%)	2 (40.0%)
	～▲25%	2 (0.7%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	2 (100%)	0 (0.0%)	2 (100%)
	～▲30%	1 (0.4%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	1 (100%)	0 (0.0%)	1 (100%)
	▲30%～	0 (0.0%)	0 (-)	0 (-)	0 (-)	0 (-)	0 (-)
	小計	27 (10.1%)	4 (14.8%)	10 (37.0%)	13 (48.1%)	17 (63.0%)	10 (37.0%)
合計	27 (10%)	4 (14.8%)	10 (37.0%)	13 (48.1%)	17 (63.0%)	10 (37.0%)	

3 園運営の実態に係る調査結果

(1) 回答数

250園／267園（約94%）

※ 令和5年度の民間保育園等（認定こども園のうち幼稚園型を除く。）268園のうち、同年度補助金申請対象外の1園を除く267園が調査対象。

(2) 令和5年度分の職員給与について

ア 職員給与の見直し状況等について

- ・ 「実施していない」園は250園のうち129園（約52%）、「実施した」園は120園（約48%）、「回答なし」が1園（約1%）であった。
- ・ 「実施した」園における見直しの方向性について、「引上げのみ」を実施した園は53園（約21%）であり、前年度から49園増加（約1.3倍）した。
- ・ 「引下げのみ」を実施した園は46園（約18%）であり、前年度から20園（約30%）減少した。

給与見直しの状況

	施設数	回答数	実施していない	実施した	見直しの方向性			回答なし
					引上げのみ	引下げのみ	両方	
令和5年度給与	267園	250園 (100%)	129園 (51.6%)	120園 (48.0%)	53園 (21.2%)	46園 (18.4%)	21園 (8.4%)	1園 (0.4%)
令和4年度給与 (参考:昨年度調査)	267園	221園 (100%)	136園 (61.5%)	84園 (38.0%)	4園 (1.8%)	66園 (29.9%)	14園 (6.3%)	1園 (0.5%)
対前年度比較 (R5-R4)		+29園 (13.1%)	▲7園 (▲5.1%)	+36園 (42.9%)	+49園 (1,225%)	▲20園 (▲30.3%)	+7園 (50.0%)	0園 (0.0%)

イ 引上げを実施した園の状況等について

(7) 「引上げのみ」を実施した園のXYZ判定

- ・ 53園中、3職種全体のXYZ分布は、X園が13園（約25%）、Y園が30園（約57%）、Z園が10園（約19%）であった。

施設数	令和5年度分給与を「引上げのみ」実施		X園	Y園	Z園
		3職種	13園 (24.5%)	30園 (56.6%)	10園 (18.9%)
267園	53園 (100%)	保育士等	22園 (41.5%)	25園 (47.2%)	6園 (11.3%)
		調理師等	13園 (24.5%)	22園 (41.5%)	18園 (34.0%)
		事務員等	8園 (15.1%)	17園 (32.1%)	28園 (52.8%)

(イ) 引上げのみを実施した一番の理由

- ・ 53園中、令和5年度に国が実施した「公定価格の引上げ」が23園（約43%）で最も多く、続いて、「その他の理由」が20園（約38%）であった。
- ・ 「その他の理由」の具体的な内容としては、「最低賃金の引上げ」、「職員の安定的な雇用のため」、「物価高騰への対応」などが挙げられている。

施設数	令和5年度分給与を「引上げのみ」実施	「引上げのみ」の理由						
		人件費等補助金に由来するもの				公定価格の引上げ	人件費以外の収支	その他の理由
		XYZ判定	控除割合拡大 (6.5%→10%)	制度上の取扱い	その他			
267園	53園 (100%)	1園 (1.9%)	1園 (1.9%)	4園 (7.5%)	3園 (5.7%)	23園 (43.4%)	1園 (1.9%)	20園 (37.7%)

(ウ) 「引上げのみ」を実施した園における引上げ対象の職種

- ・ 53園中、保育士等は52園（約98%）、調理師等は47園（約89%）、園長は37園（約70%）、事務員等は34園（約64%）で引上げの対象とされた（複数回答可）。

施設数	令和5年度分給与を「引上げのみ」実施	引上げ対象の職種				
		園長	保育士等	調理師等	事務員等	その他職員
267園	53園 (100%)	37園 (69.8%)	52園 (98.1%)	47園 (88.7%)	34園 (64.2%)	6園 (11.3%)

(エ) 「引上げのみ」を実施した園における引上げ対象の給与

- ・ 53園中、賞与を引き上げた園が32園（約60%）、本給を引き上げた園が27園（約51%）、各種手当を引き上げた園が10園（約19%）であった（複数回答可）。

施設数	令和5年度分給与を「引上げのみ」実施	引上げ対象の給与		
		本給	賞与	各種手当
267園	53園 (100%)	27園 (50.9%)	32園 (60.4%)	10園 (18.9%)

(オ) 「引上げのみ」又は「両方（引上げ・引下げ）」を実施した園の状況

- ・ 「引上げのみ」又は「両方」を実施した引上げ実施園74園中、引上げにあたって、令和5年度に国が実施した公定価格の引上げを考慮した園は40園（約54%）であった。
- ・ なお、「考慮していない」と回答した34園についても、公定価格の引上げによる国給付費の増収分を、引上げの原資とされたと考えられる。

施設数	令和5年度分給与の引上げ実施（引上げのみ又は両方）	公定価格の引上げについて	
		考慮した	考慮していない
267園	74園 (100%)	40園 (54.1%)	34園 (45.9%)

ウ 引下げを実施した園の状況等について

(ア) 「引下げのみ」を実施した園のXYZ判定

- ・ 46園中、3職種全体のXYZ分布は、X園が6園（約13%）、Y園が28園（約61%）、Z園が12園（約26%）であった。

施設数	令和5年度分給与を「引下げのみ」実施	3職種	X園	Y園	Z園
			6園 (13.0%)	28園 (60.9%)	12園 (26.1%)
267園	46園 (100%)	保育士等	15園 (32.6%)	24園 (52.2%)	7園 (15.2%)
		調理師等	5園 (10.9%)	17園 (37.0%)	24園 (52.2%)
		事務員等	2園 (4.3%)	23園 (50.0%)	21園 (45.7%)

(イ) 「引下げのみ」を実施した一番の理由

- ・ 46園中、人件費の収支状況を理由とする「XYZ判定」が30園（約65%）で最も多く、続いて、公定価格の引上げに伴う補助金の減少や経験年数加算の上限といった人件費等補助金の仕組みを理由とする「人件費等補助金の制度上の取扱い」が6園（約13%）であった。

施設数	令和5年度分給与を「引下げのみ」実施	「引下げのみ」の理由			
		人件費等補助金に由来するもの			その他の理由
		XYZ判定	制度上の取扱い	その他	
267園	46園 (100%)	30園 (65.2%)	6園 (13.0%)	5園 (10.9%)	5園 (10.9%)

- ・ 「XYZ判定」を一番の理由とした30園のうち、3職種全体のXYZ分布は、X園が6園(20%)、Y園が18園(60%)、Z園が6園(20%)であった。

施設数	XYZ判定を一番の理由に令和5年度分給与を「引下げのみ」実施		X園	Y園	Z園
		3職種	6園 (20.0%)	18園 (60.0%)	6園 (20.0%)
267園	30園 (100%)	保育士等	12園 (40.0%)	15園 (50.0%)	3園 (10.0%)
		調理師等	3園 (10.0%)	9園 (30.0%)	18園 (60.0%)
		事務員等	2園 (6.7%)	18園 (60.0%)	10園 (33.3%)

(ウ) 「引下げのみ」を実施した園における引下げ対象の職種及び勤務形態

- ・ 46園中、保育士等は45園(約98%)、園長は42園(約91%)、調理師等は40園(約87%)、事務員等は35園(約76%)で引下げの対象とされ、3職種以上を引き下げた園が40園(約87%)であった。
- ・ また、42園(約91%)においては、「園長のみ」又は「園長と他の職種の組合せ」で見直しを実施された(複数回答可)。

施設数	令和5年度分給与を「引下げのみ」実施	引下げ対象の職種				
		園長	保育士等	調理師等	事務員等	その他職員
267園	46園 (100%)	42園 (91.3%)	45園 (97.8%)	40園 (87.0%)	35園 (76.1%)	1園 (2.2%)

施設数	令和5年度分給与を「引下げのみ」実施	引下げ対象は何職種か				
		1職種	2職種	3職種	4職種	5職種
267園	46園 (100%)	1園 (2.2%)	5園 (10.9%)	9園 (19.6%)	30園 (65.2%)	1園 (2.2%)

- ・ なお、引き下げた勤務形態は、常勤が46園全て(100%)、非常勤が46園中4園(約9%)であった(複数回答可)。

(エ) 「引下げのみ」を実施した園における引下げ内容

- ・ 46園中、給与を引き下げた園が42園(約91%)、本給を引き下げた園が14園(約30%)、各種手当を引き下げた園が4園(約9%)であった(複数回答可)。

施設数	令和5年度分給与を「引下げのみ」実施	引下げ対象の給与		
		本給	賞与	各種手当
267園	46園 (100%)	14園 (30.4%)	42園 (91.3%)	4園 (8.7%)

- ・ 賞与の引下げ内容について、42園中、「支給額の見直し」が24園（約57%）、「支給月数の見直し」が12園（約29%）、「支給率の見直し」が6園（約14%）であった（複数回答可）。

施設数	令和5年度分 賞与を「引下げ のみ」実施	賞与の見直し内容			
		支給額	支給月数	支給率	その他
267園	42園 (100%)	24園 (57.1%)	12園 (28.6%)	6園 (14.3%)	2園 (4.8%)

(参考) 賞与の支給状況 (常勤職員の全園平均)

職種	令和5年度		令和4年度	
	平均支給額	平均月数	平均支給額	平均月数
保育士等（保育 補助、講師除く）	1,148,632円	3.92月	1,144,528円	3.72月
調理師等	1,110,800円	3.92月	1,097,100円	3.88月
事務員等	1,111,581円	3.60月	1,053,862円	3.49月
園長	1,915,687円	3.94月	1,943,447円	4.00月

- ・ 本給の引下げ内容について、14園中、「昇給幅」が6園（約43%）、「昇給停止」が5園（約36%）であった（複数回答可）。

施設数	令和5年度分 本給を「引下げ のみ」実施	本給の見直し内容		
		昇給幅	昇給停止	その他
267園	14園 (100%)	6園 (42.9%)	5園 (35.7%)	4園 (28.6%)

(3) 令和6年度分の職員給与（予定含む）について

ア 職員給与の見直し状況について

- ・ 250園中、「実施しない・未定」の園は115園（46%）、「実施予定」の園は133園（約53%）、「回答なし」が2園（約1%）であった。
- ・ 「実施予定」の園における見直しの方向性について、「引上げのみ」を実施予定の園は81園（約32%）、「引下げのみ」を実施予定の園は13園（約5%）、引下げと引上げの「両方」を実施予定の園は29園（約12%）、見直し予定だが「見直しの方向性が未定」の園は10園（約4%）であった。

令和6年度給与見直しの状況

施設数	回答数	実施しない ／未定	実施予定	見直しの方向性				回答なし
				引上げのみ	引下げのみ	両方	方向性未定	
267園	250園 (100%)	115園 (46.0%)	133園 (53.2%)	81園 (32.4%)	13園 (5.2%)	29園 (11.6%)	10園 (4.0%)	2園 (0.8%)

イ 「引上げのみ」又は「両方（引上げ・引下げ）」実施予定園の状況

- 「引上げのみ」又は「両方」を実施予定の110園中、引上げにあたって、令和5年度に国が実施した公定価格の引上げを考慮した園は66園（60%）であった。

施設数	令和6年度分給与の引上げ予定（引上げのみ又は両方）	公定価格の引上げについて	
		考慮した	考慮していない
267園	110園 (100%)	66園 (60.0%)	44園 (40.0%)

ウ 「引下げのみ」実施予定の一番の理由

- 「引下げのみ」を実施予定の13園中、公定価格の引上げに伴う「国給付費の増加により補助金が減少する」、あるいは「補助上限がある」といった「人件費等補助金の制度上の取扱い」と、「その他」を理由に挙げた園がそれぞれ5園（約39%）で、最も多かった。
- 「その他」の具体的な内容としては、「定員割れのため」、「単年度決算が赤字のため」などが挙げられている。

施設数	令和6年度分給与を「引下げのみ」実施予定	「引下げのみ」の理由		
		人件費等補助金に由来するもの		その他の理由
		XYZ判定	制度上の取扱い	
267園	13園 (100%)	3園 (23.1%)	5園 (38.5%)	5園 (38.5%)

エ 「引下げのみ」又は「両方（引上げ・引下げ）」実施予定園の状況

- 「引下げのみ」又は「両方」を実施予定の42園中、人件費等補助金上の補助上限額が変わらないことを理由に引下げを予定している園は28園（約67%）であった。

施設数	令和6年度分給与の引下げ予定（引下げのみ又は両方）	補助上限額が変わらないため引下げる園	
		補助上限額が変わらないため引下げる園	その他の園
267園	42園 (100%)	28園 (66.7%)	14園 (33.3%)

オ 「実施しない・未定」又は「実施するが見直しの方向性未定」園の状況

- ・ 「実施しない・未定」又は「実施するが見直しの方向性未定」の125園中、引上げの意思はあるが人件費等補助金上の補助上限額がネックとなっている園は60園（48%）であった。
- ・ なお、「その他」と回答した園の中には、「処遇改善を行い、人件費支出を増やせば補助金が増える」という人件費等補助金の基本的な仕組みを十分に理解されておらず、「公定価格の引上げにより国給付費が増加した分、補助金が減って園収入の総額が変わらない」ことがネックであると考えておられる園も、一定数存在すると考えられる（このような園の中には、処遇改善を実施することで支出認定額が補助上限額を上回る園もあると考えられる。）。

施設数	令和6年度分給与の		
	実施しない・未定、 見直しの方向性未定	引上げ意思はあるが補 助上限額がネックと なっている園	その他の園
267園	125園 (100%)	60園 (48.0%)	65園 (52.0%)

(参考) 給与見直しの概算影響額について

	令和5年度分	令和6年度分(予定)	合計
引上げ・引下げ合計	0.25億円	1.22億円	1.47億円
3職種のみ	0.37億円	1.13億円	1.51億円
引下げのみ	▲1.21億円	▲0.31億円	▲1.52億円
3職種のみ	▲0.96億円	▲0.25億円	▲1.21億円

(4) 実態調査の結果を踏まえた考察について

ア 令和5年度分の職員給与について

- ・ 令和5年度分の給与を「引上げのみ」を実施した園の割合は、令和4年度分と比較すると約2%から2割以上に増加しており、この背景には、控除割合の拡充や、公定価格の引上げ等があると考えられる。
- ・ 一方、「引下げのみ」実施した園は20園（約30%）減少し、全体の2割未満となったが、一定数存在している。

(7) 「XYZ判定」からの考察

- ・ 「引下げのみ」を実施した一番の理由のうち、最も多い30園（約65%）が回答したのは「XYZ判定」であるが、30園のうち、「3職種全体で支出が収入を超過しているZ園」又は「いずれかの職種がZ園」である22園（約73%）については、人件費の収支改善を図るために、引下げを行ったものと考えられる。

(イ) 支出認定額と補助上限額の関係性からの考察

- ・ 理由を問わずに見た場合、「引下げのみ」を実施した園の内訳は、X園が6園（約13%）、Y園が28園（約61%）、Z園が12園（約26%）であるが、Y園のうち6割以上の17園は支出が補助上限を超えており、10%に拡充した控除額も活用して、人件費支出を賄うことができている状況である。

- ・ したがって、控除額を全て人件費に充てても支出が超過しているZ園と合わせて、「引下げのみ」を実施した46園のうち、29園（約63%）は支出が補助上限を超えており、人件費以外も含め、園運営全体を考えた結果、人件費の引下げを選択されたものと推察される。
- ・ こうした園においては、中長期的には、公益社団法人京都市保育園連盟が設置する専門相談窓口や、令和7年度までの持続可能な園運営サポートを活用しながら、園運営全体の見直しを進めていただく必要があるが、短期的視点では、公定価格の引上げといった国の動向などに沿って、職員処遇の向上を期待することは現実的に難しい。

イ 令和6年度分の職員給与について

- ・ 令和6年度については、公定価格の引上げ等を踏まえて引上げのみを実施する園が81園（約32%）ある一方、
 - ・ 給与引上げを行う意思はあるが、人件費等補助金の補助上限額が課題となっている園が60園
 - ・ 公定価格の引上げが実施されても補助上限額が変わらないため給与引下げを行う予定の園が28園あり、補助上限がネックとなり、公定価格の引上げ分を保育士等の処遇改善に反映することが難しい状況にある園が一定数存在していると考えられる。

4 その他考慮すべき事項

(1) 保育現場からの意見・要望

ア 人件費等補助金等に関するもの

- ・ 主な内容は以下のとおりであり、「補助上限の引上げ」に関連するものが多い。

- ・ 保育士等、調理師等、事務員等の補助単価（基礎単価）の引上げ
（保育士等：5, 172千円、調理師等・事務員等：4, 492千円）
※ 保育士等は保育補助を除く常勤単価であり、事務員等は国補助（保育体制強化事業）を活用した場合の単価
- ・ 経験年数加算の上限（11年・7%）の引上げ
- ・ 保育士等の常勤割合（常勤：非常勤＝8：2）の引上げ
- ・ 保育士等の補助算定職員数（加配職員数）の拡大
- ・ 障害児加配補助金の単価の引上げ
（1号児童分：1, 200千円、2・3号児童：3, 189千円）
- ・ 収入認定額からの控除割合（10.0%）の拡大

イ 保育の担い手不足に関するもの

- ・ 今年度、国において実施された4・5歳児の配置基準の見直しに加え、今後、1歳児の配置基準の見直しも予定されていること、また、「こども誰でも通園制度」の本格実施を令和8年度に控えていることなどにより、全国的にも保育士確保が困難となる中、引き続き、安心・安全な保育環境を維持していくために、京都市保育人材サポートセンターの機能強化、京都市独自の奨学金返済や就学資金の補助制度の創設など、「保育の担い手確保」のための対策を求める声がある。

ウ その他のもの

- ・ 大規模災害への備えや安心・安全な保育環境の維持のために行う設備の入替えや中規模修繕に係る補助制度の構築や、老朽化対策事業の継続的な実施を求める声がある。

(2) 保育の担い手の減少

- ・ 1(2)に記載のとおり、令和4年度と比較して、約6割の園で保育士等の実配置数が減少している。
- ・ 保育士等の実配置数の減少には、児童数の減少により、本市の条例基準上配置が必要となる職員数が減少することや、今後更に少子化が進行することを見据えて、退職等により欠員が生じても職員の補充を意図的に行っていない園があることを踏まえると、「保育士等の実配置数の減少していること自体が問題である」と一概にいうことは適切ではないが、(1)イに記載のとおり、保育現場から担い手確保に係る意見・要望があることも事実である。
- ・ この点に関連し、平均経験年数について、1(2)ウに記載のとおり、補助上限額の減少に与えている影響は限定的であるが、通常、1年経過すれば平均経験年数は1年増加するところ、保育士等においては0.3年の増加に止まっている。

- その理由としては、ベテラン職員が定年退職したことで平均経験年数が下がったケースもあるが、若手や中堅の職員が辞めて新規採用職員を補充したケースなどもあると考えられ、また、現場からは、中途退職した職員の後任が見つからないという声も数多く聞くことから、人材が定着しない実情が伺える。
- こうした状況を踏まえると、各園において安心・安全な保育環境を維持・継続していくためには、少なくとも「雇いたいときに、雇うことができる」ことが望ましく、その環境に近づけるための対策が必要であると考えられる。
- なお、保育現場や養成校、保育関係団体が開催する就職フェア等に訪れる学生の声から、近年、就職先を選ぶに当たって、単に給与額のみならず、時間外勤務の少なさや休暇の取得しやすさといった労働環境を重視する傾向が伺える。
- こうした労働環境の整備も処遇改善の一環であると考えられ、各園における働き方改革の推進も、人材の確保に当たって考慮すべき重要な要素となっている。

(単位：園)

	平均経験年数 (常勤)			園別増減状況 (※)		
	令和4年度	令和5年度	差(R5-R4)	増加園	減少園	同一園
保育士等	13.0年	13.3年	0.3年	152 (57.6%)	104 (39.4%)	8 (3.0%)
調理師等	9.9年	10.7年	0.8年	168 (74.0%)	54 (23.8%)	5 (2.2%)
事務員等	13.8年	14.0年	0.2年	76 (81.7%)	15 (16.1%)	2 (2.2%)
3職種	12.6年	13.0年	0.4年	154 (58.3%)	101 (38.3%)	9 (3.4%)

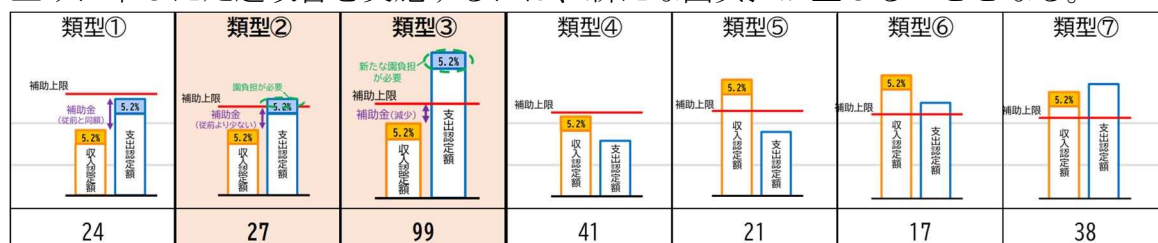
※園別増減状況は、各職種において常勤職員の配置がある園で比較している(保育士等264園、調理師等227園、事務員等93園、3職種264園)

(3) 国における公定価格の大幅な引上げ

- 令和5年人事院勧告を踏まえ、国において、令和5年度の公定価格の人件費相当分について、+5.2%という大幅な改定が実施された。
- 公定価格の引上げにより、各園の国給付費収入が増加することとなり、3(4)に記載のとおり、これを踏まえて給与を引き上げた、又は引上げを予定している園も一定数存在している。
- 一方で、人件費等補助金は「一定の補助上限のもと、人件費等の収入と支出の差額を補助する」制度であるため、国給付費収入が増えても、その分人件費等補助金が減少し、収入総額が変わらない園も生じている(計150園)。

X園			Y園			Z園	
<p>類型① 収入総額 < 補助上限 支出総額 < 補助上限</p> <p>補助上限 補助金「0円」</p>	<p>類型② 収入総額 < 補助上限 支出総額 < 補助上限</p> <p>補助上限 補助金「0円」</p>	<p>類型③ 収入総額 < 補助上限 支出総額 < 補助上限</p> <p>補助上限 補助金「0円」</p>	<p>類型① 収入総額 < 補助上限 支出総額 < 補助上限</p> <p>補助上限 補助金「0円」</p>	<p>類型② 収入総額 < 補助上限 支出総額 < 補助上限</p> <p>補助上限 補助金「0円」</p>	<p>類型③ 収入総額 < 補助上限 支出総額 < 補助上限</p> <p>補助上限 補助金「0円」</p>	<p>類型① 収入総額 < 補助上限 支出総額 < 補助上限</p> <p>補助上限 補助金「0円」</p>	<p>類型② 収入総額 < 補助上限 支出総額 < 補助上限</p> <p>補助上限 補助金「0円」</p>
5.2%分収入が増える	5.2%分収入が増える	5.2%分収入が増える	収入総額は変わらない	収入総額は変わらない	5.2%分収入が増える	収入総額は変わらない	5.2%分収入が増える
41	21	17	50	51	24	49	14

- こうした園においては、処遇改善を実施し、人件費支出を増やすことで、その分人件費等補助金も増加するというのが人件費等補助金の基本的な仕組みであるが、補助上限との関係で、「処遇改善を実施すると支出が補助上限を超える」、あるいは「既に支出が補助上限を超えている」園（計126園）においては、公定価格の引上げに準じた処遇改善を実施するには、新たな園負担が生じることとなる。



- このような場合には、国の動向に沿った処遇改善が実施されることを期待しがたい面もあり、園運営全体のやりくりにより処遇改善を実施される園においても、その持続可能性に懸念がある。
- また、3職種とも、非常勤職員の平均人件費は補助単価を下回っているものの、常勤職員の平均人件費は補助単価の最大値を超えており、その状況が複数年続いている状況にも留意する必要がある。

(単位：千円)

	常勤職員					補助単価 (最大)
	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
保育士等	5,525	5,384	5,393	5,555	5,657	5,534
調理師等	4,949	4,935	4,968	5,114	5,228	4,806
事務員等	5,562	5,233	5,349	5,333	5,605	4,806
	非常勤職員					補助単価 (最大)
	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
保育士等	1,269	1,183	1,495	1,638	1,682	3,189
調理師等	1,081	1,126	1,177	1,167	1,251	3,019
事務員等	1,059	1,096	965	1,184	1,229	—

(4) 令和5年度に実施した収入認定額からの控除割合の拡充(国給付費の基本分単価(人件費相当部分)の6.5%から10.0%)の評価

- 令和5年11月に、各園の実情に応じた対応をより一層可能とし、将来に渡って処遇の維持・向上を図ることができる環境を整えるため、同年4月に遡って、「収入認定額からの控除割合の6.5%から10%への拡充」を実施した。
- この充実は、人件費支出が補助上限を超過していないX園やY園も含め、約3割の園で令和4年度分の給与引下げが行われ、その背景にあった、積立や修繕、借入金の返済といった人件費以外に活用できる裁量が、令和4年度の制度再構築により狭まったことによる不安を払しょくするために行ったものである。
- 控除割合を10.0%に拡充したことにより、令和5年度の控除額は、6.5%のままであった場合と比較すると約6.6億円増加した一方、借入金等の負債総額は減少し、2(2)及び(3)に記載のとおり、積立金などは増加しており、将来の資金需要に対する一定の備えも実現できている。

- ・ 以上のことから、控除割合の拡大は、その目的であった園の安定的な運営の確保に資することができているといえる。
- ・ なお、累積積立金及び当期末支払資金残高の増加額は、1園当たり換算すると約580万円で、事業活動収入の平均（約1.7億円）の3%程度であること、全ての園で単年度の資金収支が黒字になっているような状況ではないことから、制度の在り方の観点から、10%という控除割合の設定が過剰であるとはいえない。

控除割合拡充による影響額

(単位：千円)

	控除割合10%	控除割合6.5%	差 (10%－6.5%)
保育士等	1,629,237	1,058,993	570,244
調理師等	227,562	147,908	79,654
事務員等	24,250	15,758	8,492
3職種計	1,881,049	1,222,659	658,390

(単位：千円)

	当期末支払資金残高と積立金の合計		当期末支払資金残高		積立金				負債	
	前年度比	前年度比	前年度比	前年度比	単年度		累積		前年度比	前年度比
					前年度比	前年度比	前年度比	前年度比		
令和3年度	22,674,543	—	7,006,644	—	270,314	—	15,667,899	—	10,479,290	—
令和4年度	23,382,322	707,779	7,522,360	515,716	263,913	▲6,402	15,859,962	192,063	11,094,261	614,971
令和5年度	25,054,095	1,671,772	8,090,198	567,839	991,276	727,363	16,963,896	1,103,934	10,396,336	▲697,925

※園の新設、廃止等があるため、例えば令和4年度の累積積立金と令和5年度の単年度積立金の合計は、令和5年度の累積積立金と一致しない。

※公益財団法人、学校法人は除く(対象園数は、令和3年度:260園、令和4年度:259園、令和5年度:258園)。

(5) まとめ

- ・ (3)に記載の今回の公定価格の大幅な引上げは、全国的な保育の担い手不足も背景にあると考えられるところ、各園において、給与引上げや働き方改革の推進といった処遇改善が適切かつ継続的に実施できる環境を整えることが、公定価格引上げの趣旨に適うと考えられる。
- ・ また、(1)アに記載のとおり、各園及び保育関係団体等からも補助上限の引上げに係る意見や要望をいただいている。
- ・ そのため、安定的な保育環境を維持・継続していくためには、「国において処遇改善が実施されたら、自動的に市の制度も充実していた」という旧制度の課題には留意しつつ、3(4)に記載のとおり、処遇改善を実施する又は実施予定の園が122園、補助上限が課題となり処遇改善ができない園が88園存在する現状も踏まえ、「処遇改善の意思がある園が、適切に実施できる」状況を整えるための対策を講じる必要がある。
- ・ なお、処遇の改善を図ることは、(2)に記載の保育の担い手確保に係る課題の解消の一助にもなると考えられる。

5 今後の対応（案）

- ・ 以上のとおり、旧制度の課題解消を図りながら、定期昇給等も含め、3職種全ての人件費が増加し、処遇の維持向上が実現できていること、控除割合の拡大の効果もあり、将来への備えもできつつあることを踏まえると、引き続き、制度再構築の目的が達成できている状況が継続しているといえる。
- ・ 一方で、国における公定価格の引上げとこれに伴う人件費等補助金への影響や各園の対応状況、現在の人件費の状況、昨今の保育の担い手が不足している状況等を考慮し、安定的な園運営をより一層確保する観点から、現在の制度の枠組みを維持しつつ、補助上限に関して一定の措置を講じる。
- ・ ただし、旧制度の課題の1つに「国制度の充実を確実に反映できる制度となっていない」ことがあり、この解消を図るために制度再構築を行った経過を踏まえると、単に「国が処遇を引き上げたから、補助上限を引き上げる」ことは適切ではなく、補助上限の引上げを通じて、保育現場の課題解消や「望ましい」・「京都らしい」保育の実践に繋げることを目指し、処遇改善を図ると同時に「京都の保育」の魅力を高めることで、現場で働く保育士等の「働きがい」の向上や人材確保、ひいては、市民がより一層「預けたい」と思える保育環境整備を図っていくことが重要である。
- ・ このことを踏まえ、保育関係団体や各園等との意見交換等を通じて把握している現場の声などをもとに、「望ましい保育」、「京都らしい保育」の姿とは何か、その姿を実現するためにはどのような対応が必要かについて、制度全体への影響の程度の大小（2（参考）等参照）に捕らわれず、改めて検討を行った。
- ・ 検討の結果、以下の(1)アに記載の4つを「望ましい保育」、「京都らしい保育」の姿として掲げ、その実現に資する方策として、以下の(1)イに記載の対応を実施する。
- ・ その他、以下の(2)に記載の対応についても、併せて実施する。

(1) 「望ましい」・「京都らしい」保育の姿と実現のための方策

ア 「望ましい」・「京都らしい」保育の姿

- ① 「長く働くことができ、経験が活きる」保育園・認定こども園
- ② 「多様性」を受け入れ、「包摂性」のある保育
- ③ 「ワークライフバランス」が実践できる保育園・認定こども園
- ④ 「子どもの成長」に応じたゆとりある保育

イ 「望ましい」・「京都らしい」保育の姿を実現するための方策

※ ③を除き、令和6年度当初に遡って実施。

① 「長く働くことができ、経験が活きる」保育園・認定こども園 (対応の観点・目指す姿)

- ・ 経験によるスキルアップをより一層評価できる仕組みとする。
- ・ 長く働き、成長することへのモチベーション向上を図るとともに、単に長く働くだけでなく、身に付けた処遇技術やノウハウを適切に継承していくことで、安定的な保育の継続性を確保する。

(具体的な対応)【必要経費：約0.75億円】

- ・ 経験年数加算の上限を20年に引き上げる（ただし、各園の給与規程に従って行われる、勤続年数に応じた定期昇給の対象となる年数の範囲内に限る。）。
- ・ 通常、給与表の昇給幅は年数の経過に伴い逡減していくことを踏まえ、加算率については、12～16年は+0.5%/年、17～20年は+0.2%/年とする。

② 「多様性」を受け入れ、「包摂性」のある保育

(対応の観点・目指す姿)

- ・ 子ども自身、子どもの家庭環境が多様化する中、特色ある保育を実践している園の後押しや、対応に従事する職員をより一層しっかりと評価できるようにする。
- ・ 包摂性ある保育の実践の促進を図るとともに、個別処遇を要する子どもの「個性」に寄り添った保育の提供に繋げる。

(具体的な対応)【必要経費：約1.75億円】

- ・ 保育士等の各園の補助上限額に、3,189千円を上乗せする（障害程度区分の認定を受けている、又はこれに準ずる子どもが在籍している園に適用）。
- ・ 心理士を「保育士等」に分類される職員として、新たに位置づける。
 - ※1 保育士等の補助算定職員数の計算に含めるとともに、保育士等（有資格）の算入上限（8,700千円）を適用する。
 - ※2 あくまで人件費等補助金における取扱いであり、条例で定める配置基準の計算に心理士を含めることはできない。

③ 「ワークライフバランス」が実践できる保育園・認定こども園

(対応の観点・目指す姿)

- ・ 「個々の事務の効率化」の観点から、心身をリフレッシュしながら、保育士が保育に専念できる環境を整備する。
- ・ 保育園・認定こども園が担う役割の多様化、事務の複雑化等による負担軽減を図ることで、質の高い保育の実践を目指す。

(具体的な対応)【令和7年度予算編成で検討】

- ・ 作業の効率化に資する方策について、人件費等補助金とは別に、令和7年度予算編成過程で検討する。

④ 「子どもの成長」に応じたゆとりある保育

(対応の観点・目指す姿)

- ・ 成長段階に応じ、1人1人に向き合う保育が実践できるよう、更なる環境整備を進める。
- ・ 各々の個性を受け入れ、伸ばしながら、健やかな成長に導く。

(具体的な対応)【必要経費：約0.50億円】

- ・ 新たに「3歳児加配」を設け、10:1での配置を可能とする（保育士等の補助算定職員の項目に追加）。

(2) その他の対応

ア 人材確保のための効果的な取組の検討

- ・ 「雇いたいときに、雇うことができる」環境に近づけることを目指し、(1)に記載の更なる処遇改善に加え、保育関係団体の意見や要望等を踏まえながら、令和7年度予算編成過程で検討する。

イ 事務の簡素化・効率化及び補助金制度の周知

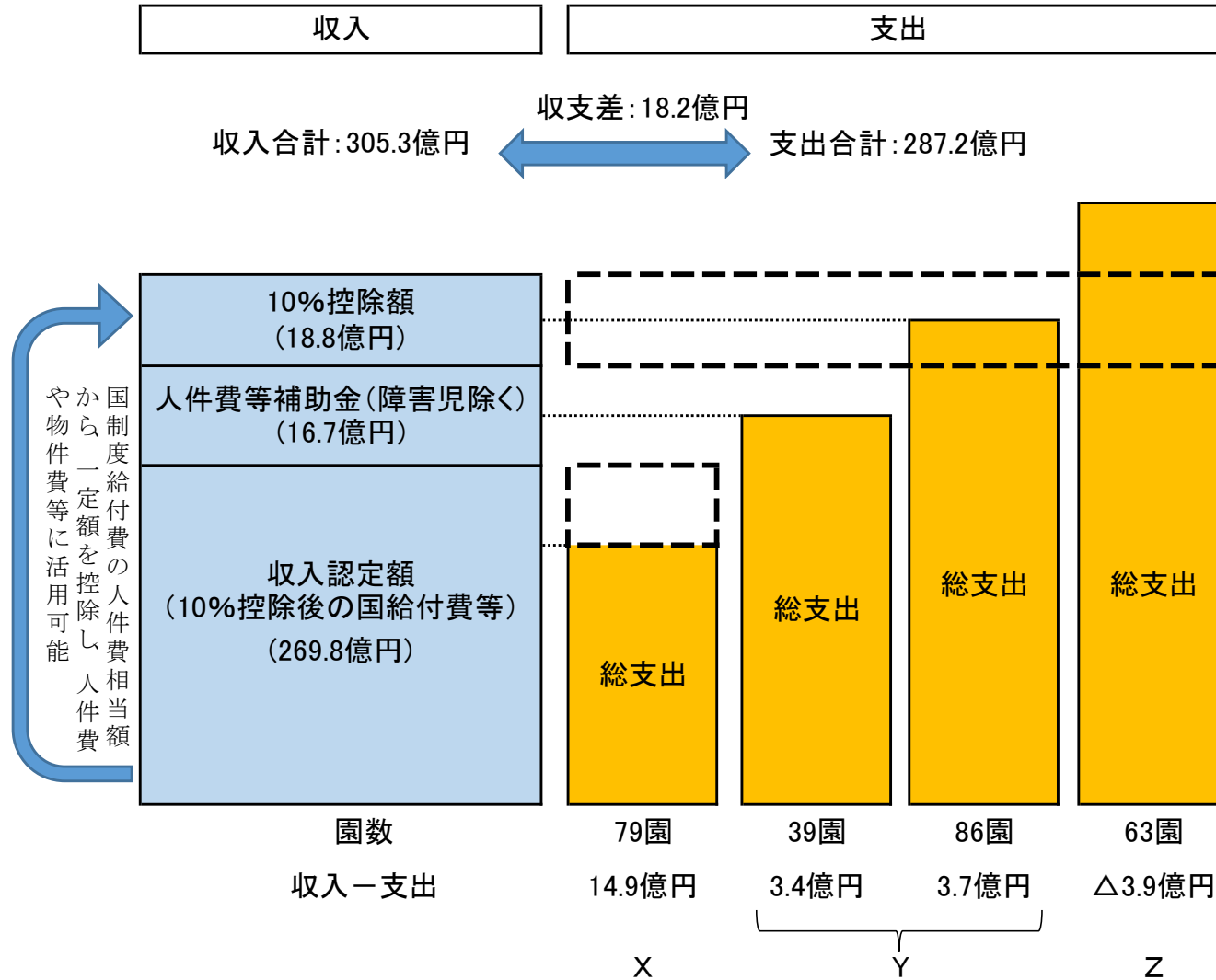
① 事務の簡素化・効率化

- ・ 各園及び本市の負担の軽減を図るとともに、業務継続性を確保するため、これまでから実施してきた取組（本市で把握できる情報は入力のうち各園に送付する、共通の様式で対応ができるものは統一する、クラウドシステムの活用、人件費等補助金等における最終精算事務の見直しなど）を継続するとともに、各園の意見を踏まえながら、関連部署とも連携を図り、更なる事務の簡素化・効率化に努める。
- ・ 併せて、通知等を送付する際には、各園が理解しやすいよう、表現を工夫するなどにより分かりやすい周知に、引き続き努める。
- ・ その他、条例基準部分補助金の申請手続き等の簡略化を検討する。

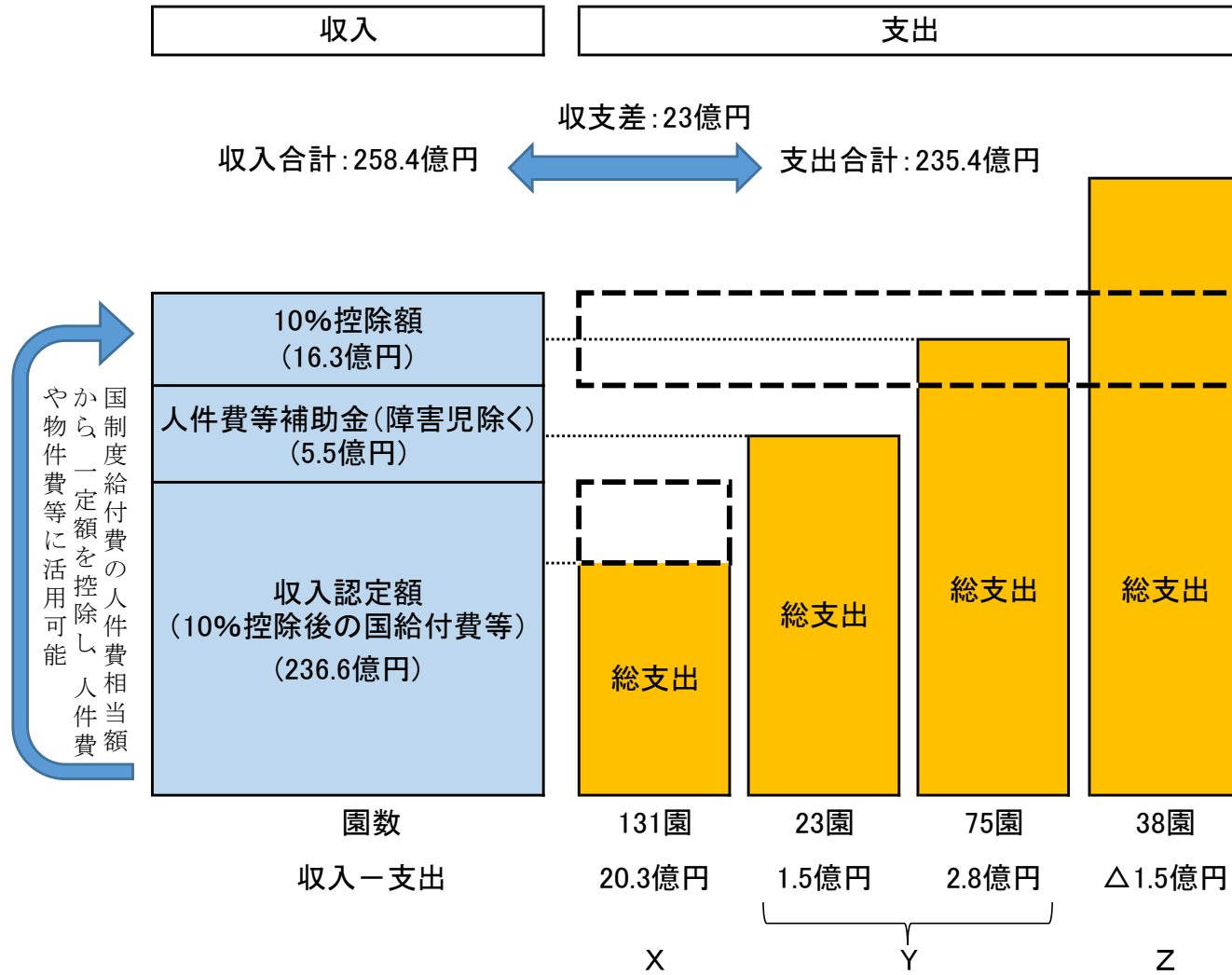
② 補助金制度の周知

- ・ 新たな人件費補助制度の運用開始から2年が経過したことで一定制度が定着してきた面もあると考えられるが、各園の制度理解が更に進むよう、引き続き丁寧に制度周知を行うとともに、各園が相談しやすい関係性の構築に努める。

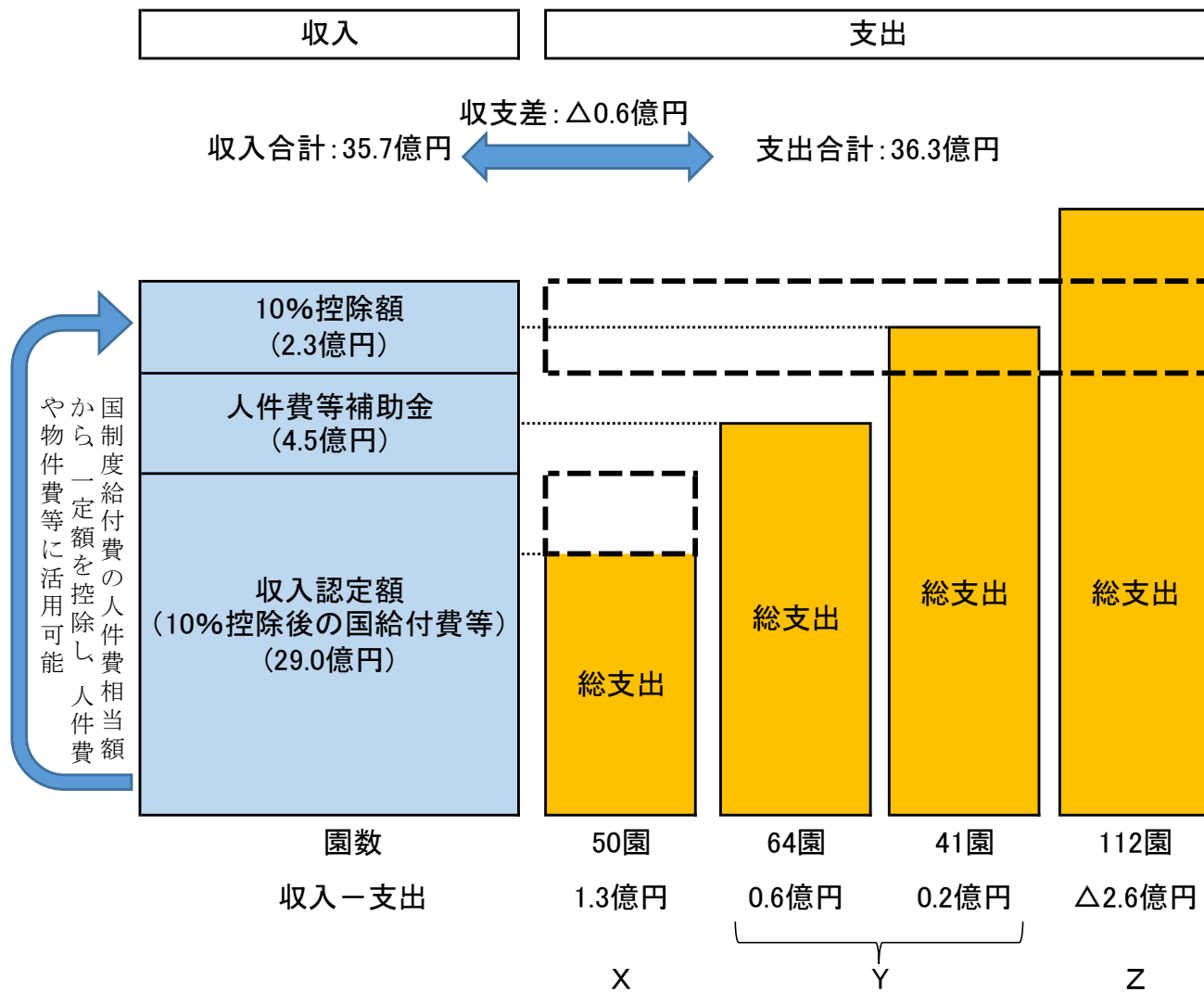
人件費等補助金(令和5年度分)の状況(3職種合計)



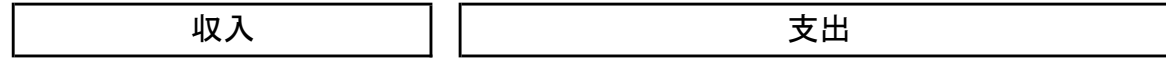
人件費等補助金(令和5年度分)の状況(保育士等)



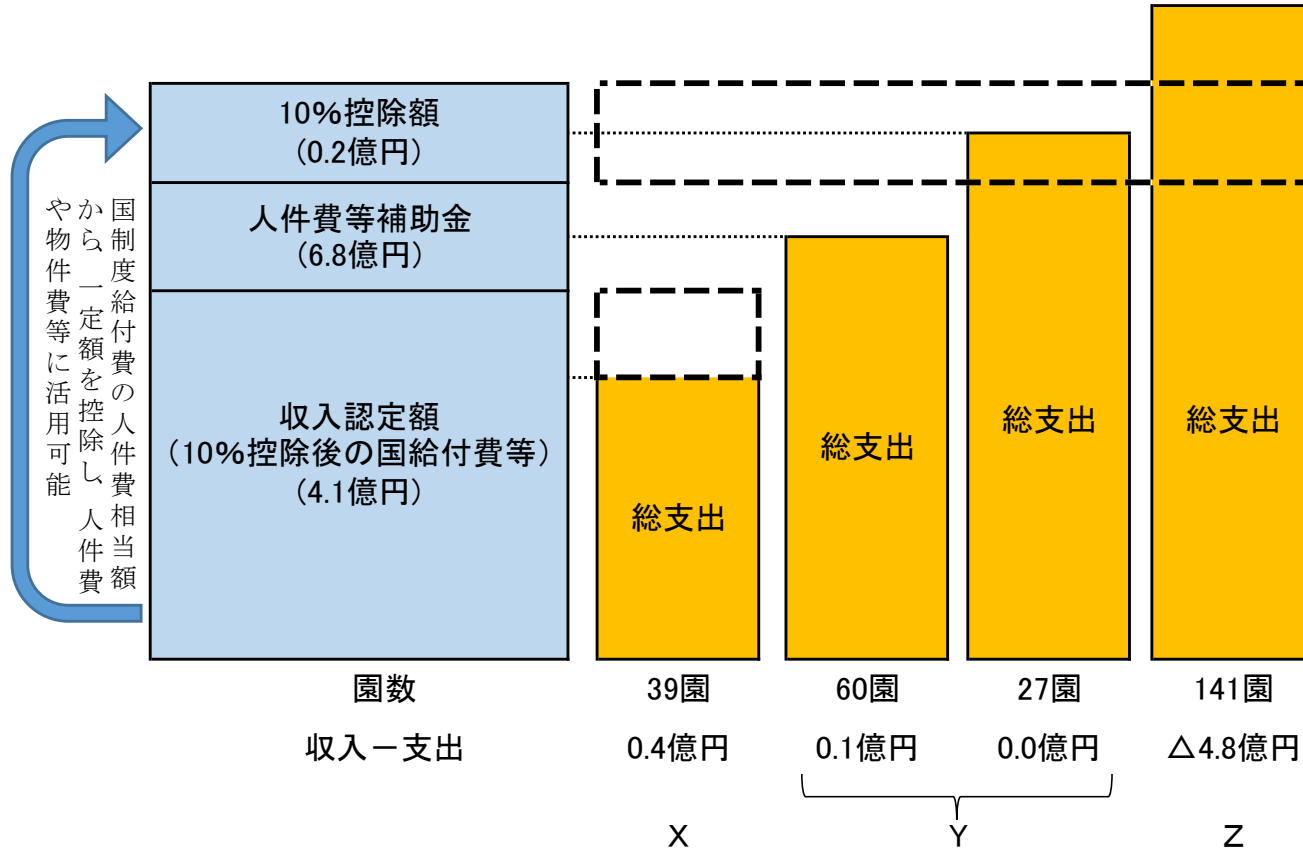
人件費等補助金(令和5年度分)の状況(調理師等)



人件費等補助金(令和5年度分)の状況(事務員等)



収入合計: 11.2億円 収支差: Δ 4.3億円 支出合計: 15.5億円



職種別の総人件費収支の状況（詳細）

1 分析方法

(1) 概要

保育園等においては、園長、保育士等（保育士、保健師、看護師、保育補助、講師等）、調理師等（調理師、栄養士、調理補助）、事務員等（事務員、用務員、清掃員、運転手）が働いており、これら4職種の第1号認定子ども分を含めた令和4年度分の人件費に係る園収入と園支出の総額を分析した。

(2) 算出方法

収入：以下の考え方にに基づき、職種別収入を算出

○国給付費

- ・ 基本分：職種ごとの金額が定められていないため、保育所の国通知において示されている職種ごとの人件費単価に国基準の必要職員数を乗じて得た額で按分して推計
- ・ 加算分：職種が指定されている加算は当該職種に、複数職種への加算の場合は基本分と同様に按分
- ・ 処遇改善：基本分と同様に按分

○条例基準部分補助金：保育士等に按分

○その他市補助：各補助金（人件費等補助金、障害児加配補助金、時間外（延長）保育事業、一時預かり事業、医療的ケア児保育支援対策費）の人件費相当額（嘱託医分を除く）の指定する職種に按分

支出：人件費等補助金の算定によって把握した園の職種別の人件費及び人件費以外の対象経費の合計

2 調査結果

保育士等（保育士、保健師、看護師、保育補助※、講師等）

※保育士資格を持たず保育業務を補助する者

(1) 概要

- 園支出（260億53百万円）＜園収入（292億30百万円）であり、その差額は約32億円（超過率89.1％）

※ 令和4年度調査結果は、園支出（258億30百万円）＜園収入（282億94百万円）で、差額は約25億円

【収支比較表（単位：百万円）】

差額 3,177	29,230	
	26,053	その他市補助 2,021
手数料：100 委託：132 集計対象外： 361	派遣 776	条例基準 1,607
	非常勤 4,485	処遇改善 4,654
	常勤 20,199	加算分 3,263
		基本分 17,685
	園支出	園収入
	保育士等	

集計対象外：
職種は特定されているが、退職者の前年度給与などであり、人件費全体の支出には算入したが、詳細分析からは除外したもの

(2) 詳細分析

（職員1人当たりの平均人件費及び平均給与）

- 保育士等（保育補助及び講師を除く）の常勤職員の平均人件費は約566万円であり、職種別の園収入から想定される1人当たりの単価約564万円（※）と同水準。
- ※ 園収入（292億30百万円）を、人件費等補助金における第2号・3号認定子どもに係る補助算定職員数及び第1号認定子どもに係る必要職員数の合計（5,183人）で除して得た単価。
- また、平均給与（上記の平均人件費から、社会保険料の事業主負担分を除いた額）は約485万円であった。

（参考）令和5年度全国平均は保育士453万円（年間給与額・社会保険料の事業主負担分を含む。除くと389万円）※賃金構造基本統計調査

（常勤職員のうち、12箇月勤務した職員1人当たり人件費の分布状況）

- 最大値は約1,262万円、最小値は約241万円であり、大きな差があった。
- また、中央値は約549万円であった。

(3) 考察

- 常勤職員の給与水準は、園収入の各種制度（国給付費、条例基準部分補助金及びその他市補助金）で想定している水準と同水準。
- 常勤職員の人件費支出の平均は令和4年度（約556万円）比で約10万円、中央値も令和4年度（約536万円）比で約13万円増加していることから、定期昇給等を踏まえると、全体として処遇の維持・向上を図ることができているといえる。

<参考>

■職種別・勤務形態別人数

(単位：人)

	常勤職員	非常勤職員	派遣職員	集計対象外
保育士等（保育補助及び講師を除く）	3,556	2,424	319	396

■職員 1 人当たりの想定単価及び平均人件費

(単位：千円)

	園収入	園支出		
	想定単価	常勤職員	非常勤職員	派遣職員
保育士等（保育補助及び講師を除く）	5,639	5,657	1,682	2,320

■常勤職員（12 箇月勤務）1 人当たり人件費の分布状況

	分布状況			
	母数	最大値	最小値	中央値
保育士等（保育補助及び講師を除く）	3,389人	12,618千円	2,414千円	5,494千円

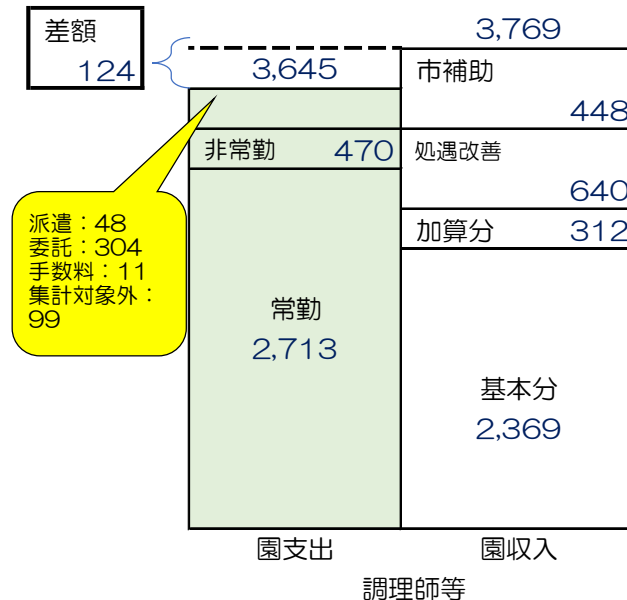
調理師等（調理師、栄養士、調理補助）

(1) 概要

- ・ 園支出（36億45百万円）>園収入（37億69百万円）であり、その差額は約1億円（超過率96.7%）

※ 令和4年度調査結果は、園支出（36億46百万円）>園収入（35億53百万円）で、差額は約1億円

【収支比較表（単位：百万円）】



(2) 詳細分析

（職員1人当たりの平均人件費）

- ・ 常勤職員の平均人件費は約523万円となり、職種別の園収入から想定される1人当たりの単価約483万円（※）を上回る。
 - ※ 園収入（37億69百万円）を、人件費等補助金における補助算定職員数（781人）で除して得た単価。
 - ・ また、平均給与（上記の平均人件費から、社会保険料の事業主負担分を除いた額）は約448万円であった。
- （参考）令和5年度全国平均は調理従事者383万円（年間給与額・社会保険料の事業主負担分を含む。除くと328万円）※賃金構造基本統計調査

（常勤職員のうち、12箇月勤務した職員1人当たり人件費の分布状況）

- ・ 最大値は約861万円、最小値は約242万円であり、大きな差があった。
- ・ また、中央値は約513万円であった。

(3) 考察

- ・ 常勤職員の人件費の平均は令和4年度（約511万円）比で約12万円、中央値も令和4年度（約497万円）比で約16万円増加していることから、定期昇給等を踏まえると、全体として処遇の維持・向上を図ることができているといえる。

<参考>

■職種別・勤務形態別人数

(単位：人)

	常勤職員	非常勤職員	派遣職員	集計対象外
調理師等	519	376	31	83

■職員 1 人当たりの想定単価及び平均人件費

(単位：千円)

	園収入	園支出		
	想定単価	常勤職員	非常勤職員	派遣職員
調理師等	4,826	5,228	1,251	1,557

■常勤職員（12 箇月勤務）1 人当たり人件費の分布状況

	分布状況			
	母数	最大値	最小値	中央値
調理師等	479人	8,609千円	2,420千円	5,132千円

事務員等（事務員、用務員、清掃員、運転手）

(1) 概要

- ・ 園支出（16億円）＞園収入（11億89百万円）であり、その差額は約4億円（超過率134.6%）

※ 令和4年度調査結果は、園支出（14億55百万円）＞園収入（10億96百万円）で、差額は約4億円

【収支比較表（単位：百万円）】

1,600		差額 411
	1,189	
非常勤 408	市補助 681	
常勤 734	処遇改善 67	
	加算分 187	
	基本分 254	
園支出	園収入	
事務員等		

派遣：49
 委託：366
 手数料：4
 集計対象外：39

(2) 詳細分析

（職員1人当たりの平均人件費）

- ・ 常勤職員の平均人件費は約561万円となり、職種別の園収入から想定される1人当たりの単価約472万円（※）を大きく上回る。

※ 園収入（11億89百万円）を、人件費等補助金における補助算定職員数（285人）で除して得た単価。

（常勤職員のうち、12箇月勤務した職員1人当たり人件費の分布状況）

- ・ 最大値は約1,267万円、最小値は約250万円であり、大きな差があった。
- ・ また、中央値は約541万円であった。

(3) 考察

- ・ 常勤職員の人件費の平均は令和4年度（約533万円）比で約28万円、中央値は令和4年度（約524万円）比で約17万円増加していることから、定期昇給等を踏まえると、全体として処遇の維持・向上を図ることができているといえる。

<参考>

■職種別・勤務形態別人数

(単位：人)

	常勤職員	非常勤職員	派遣職員	集計対象外
事務員等	131	332	24	26

■職員 1 人当たりの想定単価及び平均人件費

(単位：千円)

	園収入	園支出		
	想定単価	常勤職員	非常勤職員	派遣職員
事務員等	4,176	5,605	1,229	2,046

■常勤職員（12 箇月勤務）1 人当たり人件費の分布状況

	分布状況			
	母数	最大値	最小値	中央値
事務員等	123人	12,670千円	2,502千円	5,406千円

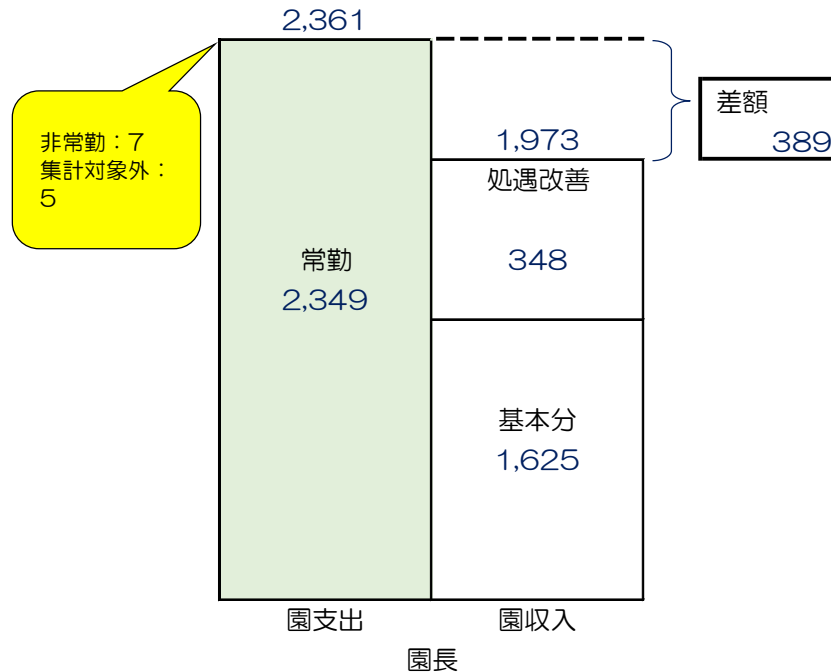
園長

(1) 概要

- ・ 園支出（23億61百万円）＞園収入（19億73百万円）であり、その差額は約4億円（超過率119.7%）

※ 令和4年度調査結果は、園支出（24億17百万円）＞園収入（19億10百万円）で、差額は約5億円

【収支比較表（単位：百万円）】



(2) 詳細分析

（職員1人当たりの平均人件費）

- ・ 常勤職員の平均人件費は約907万円となり、職種別の園収入から想定される1人当たりの単価約739万円（※）を大きく上回る。

※ 園収入（19億73百万円）を、国給付費における想定数（267人）で除して得た単価。

（常勤職員のうち、12箇月勤務した職員1人当たり人件費の分布状況）

- ・ 最大約1,765万円、最小約247万円と園によって大きな差がある。
- ・ また、中央値は約909万円であった。

(3) 考察

- ・ 収支差額（収入＜支出）は令和4年度（約5億円）よりも約1億円圧縮している。

<参考>

■職種別・勤務形態別人数

(単位：人)

	常勤職員	非常勤職員	派遣職員	集計対象外
園長	259	2	-	7

■職員1人当たりの想定単価及び平均人件費

(単位：千円)

	園収入	園支出		
	想定単価	常勤職員	非常勤職員	派遣職員
園長	7,388	9,069	3,645	0

■常勤職員（12箇月勤務）1人当たり人件費の分布状況

	分布状況			
	母数	最大値	最小値	中央値
園長	257人	17,654千円	2,468千円	9,086千円